

令和3年度 子どもの権利サポート委員会 活動報告書



令和4年（2022年）6月

宝塚市子どもの権利サポート委員会

(はじめに)

子どもの権利サポート委員会 委員長より	1
---------------------------	---

第 1 章 相談活動状況	3
--------------------	---

1 相談件数推移	3
2 相談件数について	6
3 相談の所要時間等	12
4 相談へのきっかけ	14
5 委員による活動について	15
6 相談事例	18

第 2 章 広報・啓発活動	23
---------------------	----

1 広報・啓発活動一覧	23
2 配布物	24
3 活動報告会	37
4 啓発活動	38

(おわりに)

子どもの権利サポート委員、相談員より	39
--------------------------	----

〈参 考 資 料〉◆子どもの権利サポート委員会の制度◆	45
-----------------------------------	----

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯	45
II 子どもの権利サポート委員会とは	47
III 子どもの権利サポート委員会条例	51

(はじめに)

「子どもと向きあい ささえ そして育つこと」

子どもの権利サポート委員会 委員長 曾我 智史

私たち、子どもの権利サポート委員会は、子どものために活動をしています。子どものためと言っても、子どもが自分のチカラで困ったことを解決するのをお手伝いするのが基本スタンスです。もちろん、私たちのところに相談があるときは、だいたい、自分のチカラでは解決することが難しいから相談に来られています。ですから、私たちは、お手伝いの一環として、子どもに代わって、その子どもの意見を大人たちに伝えたり、大人たちに何ができるかを考えてもらったりして、働きかけます。子どもが自分で困りごとを解決したと言えるようにサポートするのです。

このような活動なので、大人たちの一員である私たちが、子どもをどのようにサポートするのがよいのか迷うことがあります。このときに、大切にしているのが、支援の原点に立ち返ることです。つまり、「子どもの声（話）を聴く」です。

困りごとの解決の主体は、子どもなのですから、どうすればよいかは、子どもに聴かなければ分かりません。私たちの活動のキモは、子どもとしっかりと対話することです。今回のテーマにある「子どもと向きあう」が大事なのです。

子どもと向き合い、どうすれば困りごとの解決に向かうかを、子どもと一緒に考えていくことになります。その過程は、子どもと私たちとの間でパートナーシップを結ぶ過程でもあり、まさに「支え合い」です。

また、子どもと対話すると、支援者である自分がどういう人間であるかを意識させられます。自分の性格をよく知り、自分の感情的な揺れや思考パターンをよく知っておかなければ、子どもと真剣に対話することができないことに気づきます。子どもが困ったことを解決していく過程は、子ども自身の成長につながるはずですが、実は、私たちも、人として成長していく過程なのです。「育つこと」というのは、子どもと私たちとの間の相互作用により、お互いに成長することを意味します。

私たちは、この活動を通じて、子どもたちに、自分が持っている権利をしっかりと使うよう働きかけています。この働きかけの過程で、子どもと対等に話ができる機会を得ることは、私たちの特権でもあると思っています。私たち子どもの権利サポート委員会は、これからも、子どもたちとともに成長していきます。

～冒頭あいさつの最後に～

学校に行きづらくなっている君へ。

学校に行きづらい理由は人によっていろいろなので、君が学校に行きたくない／行けないと考えている理由は、私たちにはすぐには分からない。

でも、周りの大人たちが分かってくれないと思う感覚、安心できない感覚、学校のクラスメイトがしんどい…などその気持ちを、私たちは、しっかりと受け止めることができる。

大人たちにしてほしいことがあったら、相談にきてほしい。大人たちに、放っておいて欲しいと伝えたいという内容でもよいから。君の本心を、私たちがしっかりと受け止めて、君に代わって、大人たちに対してすべきことをするように言うのが、私たちの仕事だから。



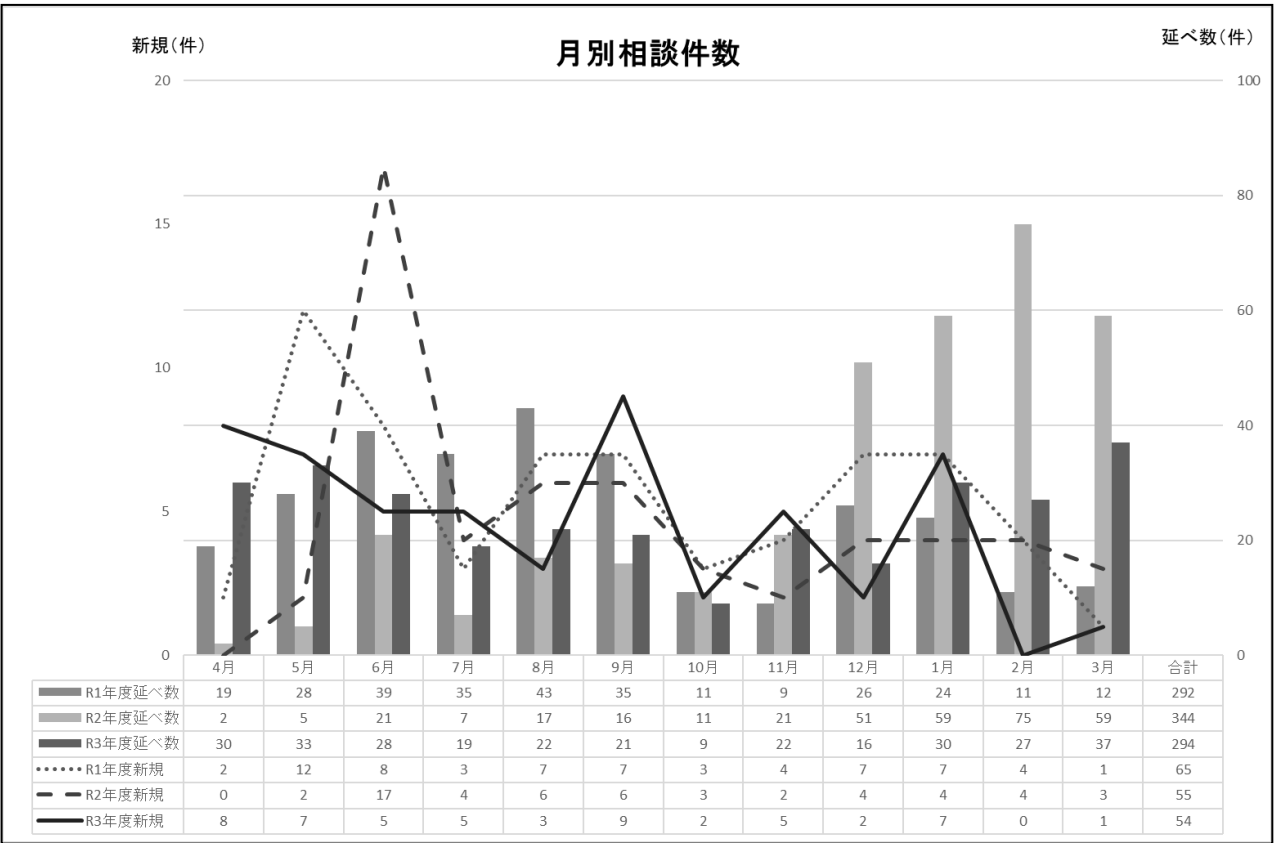
第 1 章 相談活動状況

1 相談件数推移

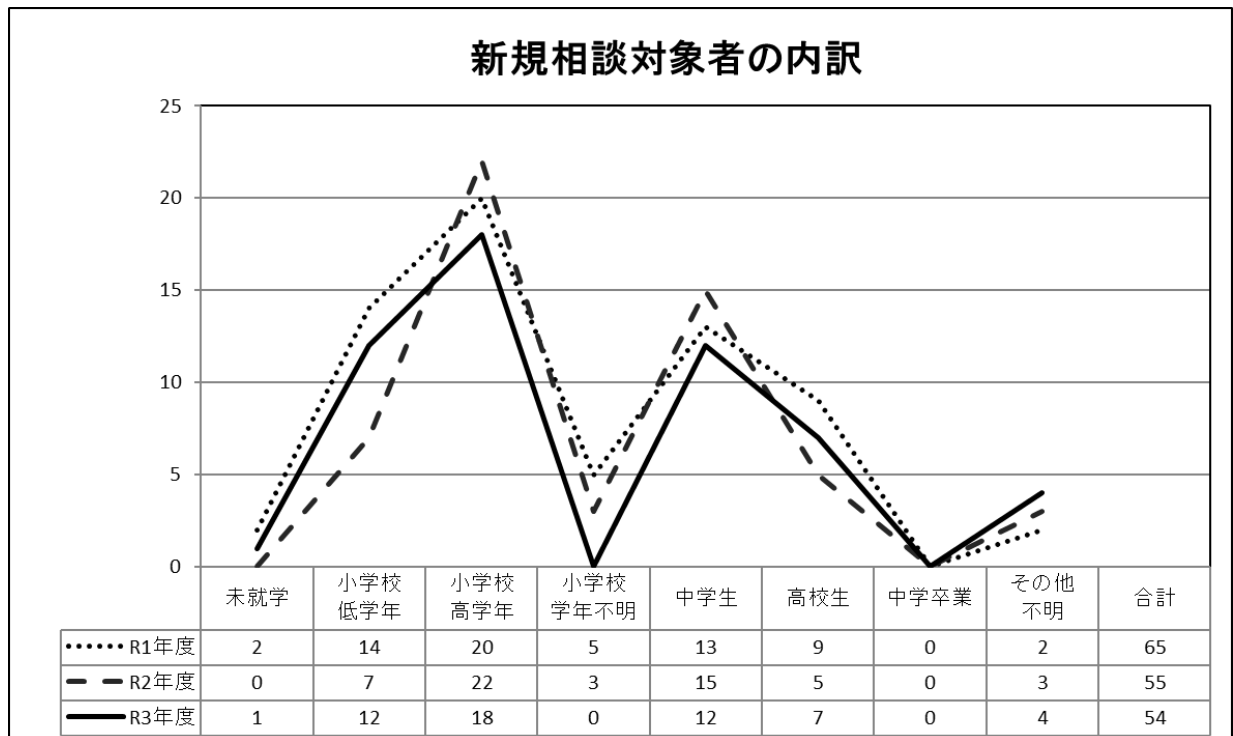
■ 3カ年比較（令和元年度～令和 3 年度）

子どもの権利サポート委員会設置から 7 年半経過しました。さまざまな周知方法で子どもたちに知ってもらう機会を設け、継続的に啓発に取り組んできました。直近 3 カ年の相談件数は以下のとおりの傾向となりました。

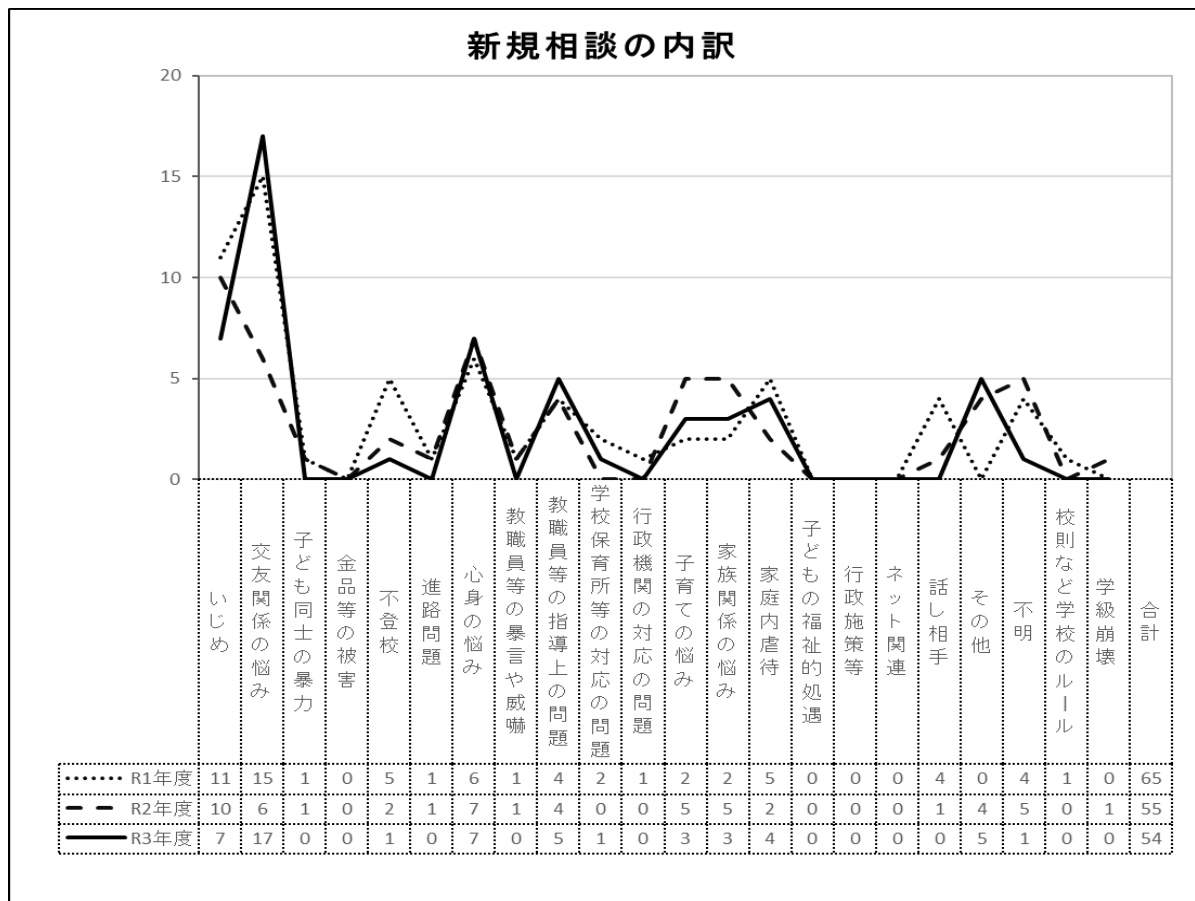
【月別相談件数（令和元年度～令和 3 年度）】



【新規相談対象者の内訳（令和元年度～令和３年度）】



【新規相談の内訳（令和元年度～令和３年度）】



【相談件数 推移】

平成 26 年度(11 月) 新規相談件数 27 件
延べ相談件数 122 件

平成 27 年度 新規相談件数 74 件、前年度よりの継続件数 4 件
延べ相談件数 386 件

平成 28 年度 新規相談件数 62 件、前年度よりの継続件数 17 件
延べ相談件数 386 件

平成 29 年度 新規相談件数 97 件、前年度よりの継続件数 15 件
延べ相談件数 547 件

平成 30 年度 新規相談件数 83 件、前年度よりの継続件数 16 件
延べ相談件数 663 件

令和元年度 新規相談件数 65 件、前年度よりの継続案件数 12 件
延べ相談件数 292 件

令和 2 年度 新規相談件数 55 件、前年度よりの継続案件数 9 件
延べ相談件数 344 件

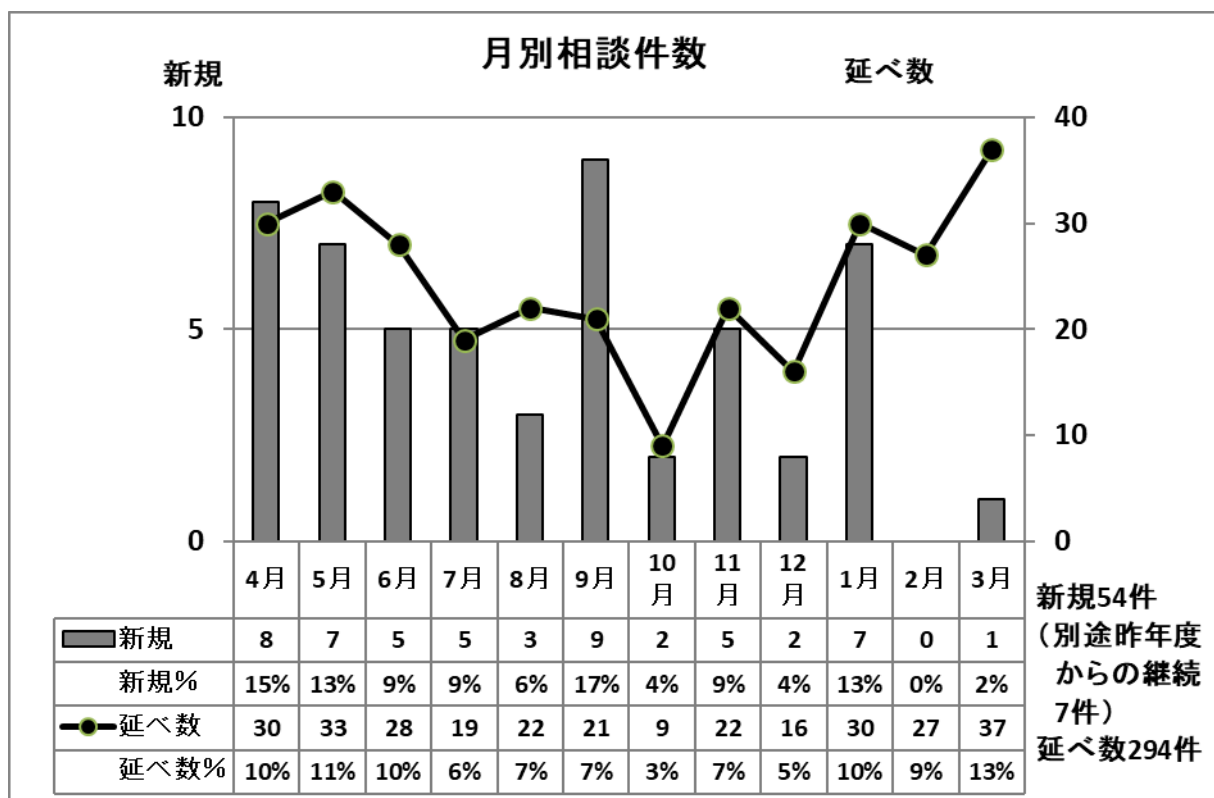
令和 3 年度 新規相談件数 54 件、前年度よりの継続案件数 7 件
延べ相談件数 294 件

2 相談件数について

(1) 月別相談件数

令和 3 年度の月別相談は、新規相談として 9 月に 9 件（17%）、次いで 4 月に 8 件（15%）の相談を受けています。

【令和 3 年度・月別相談件数】



※新規：初回の相談

※延べ：初回相談・継続相談にかかわらず、相談を受けた回数

※1 案件のうち、初回相談は新規、1 案件で 3 回の相談があった場合は延べ数を 3 回と数えます。

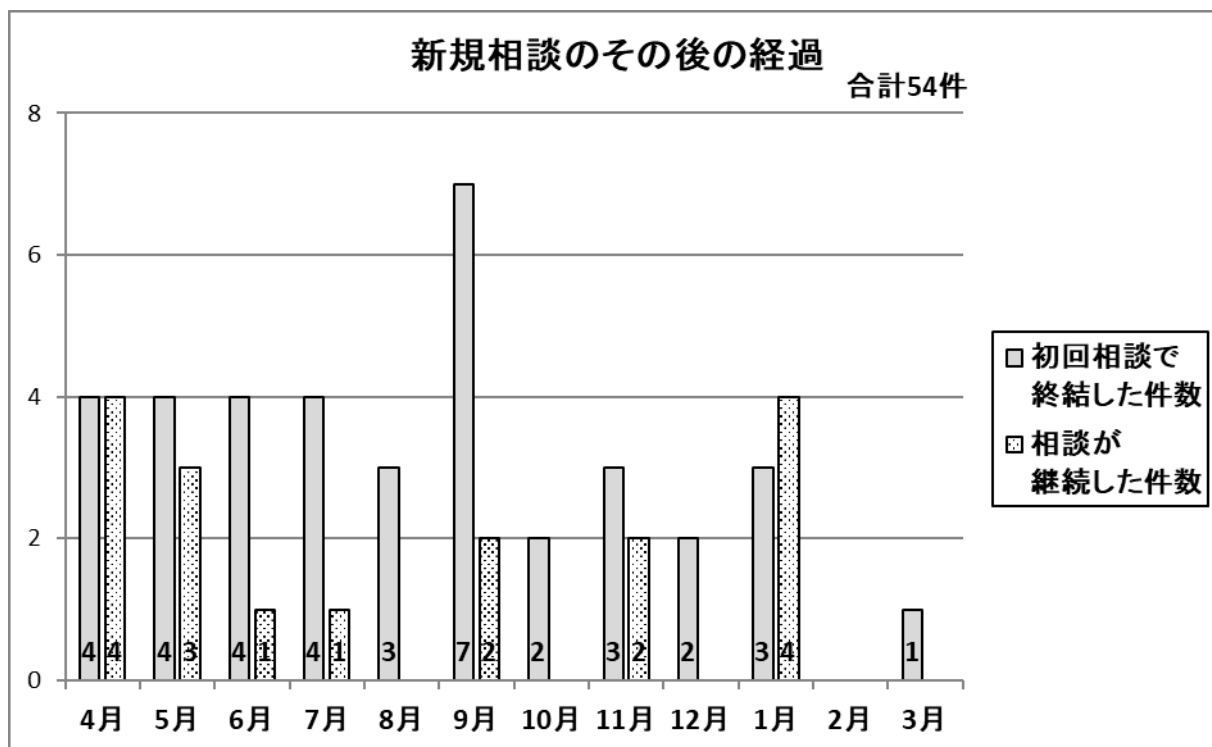
※前年度からの継続案件が 7 件ありました。

(2) 新規相談のその後の経過

新規相談として受けた相談の経過状況です。

新規相談後、初回で終わる相談が 54 件中 36 件と 66.6%を占めています。

【令和 3 年度・新規相談のその後の経過状況】

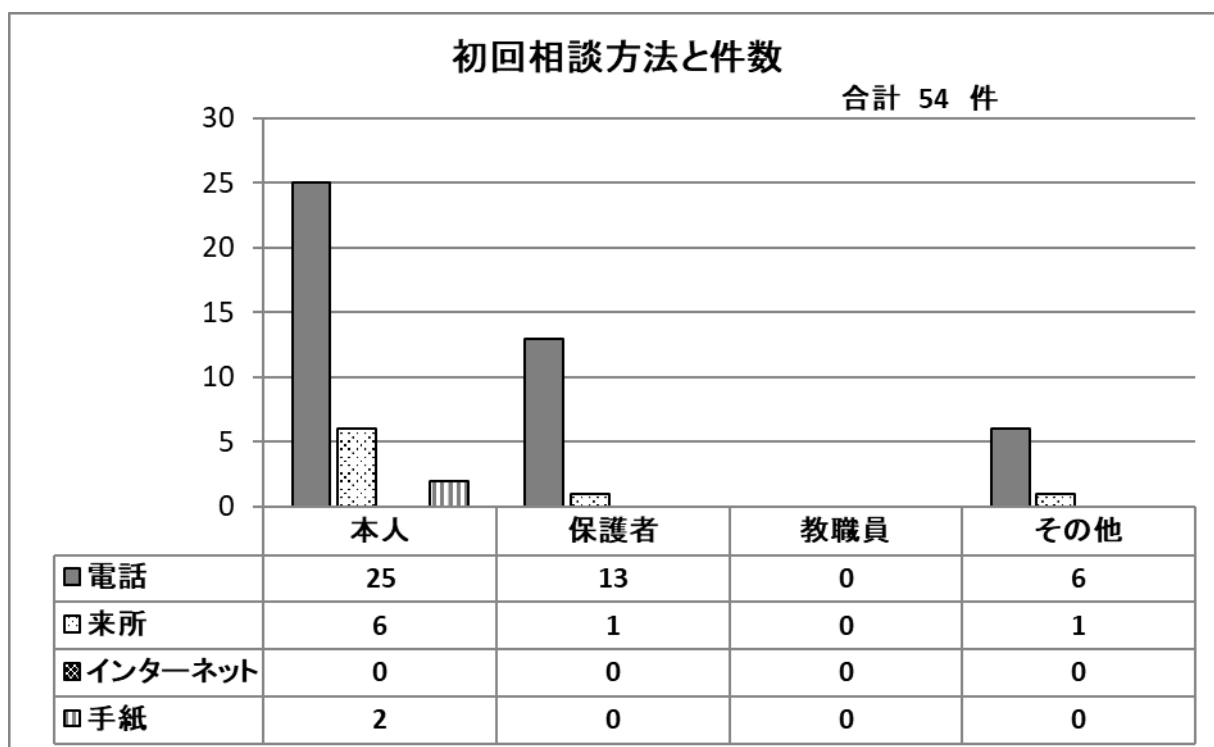


（３）初回相談方法と件数

新規相談件数 54 件のうち、子どもからの相談が 33 件（61％）あり、そのうち、相談方法では電話が最も多く 25 件、次いで、来所相談 6 件、手紙による相談が 2 件ありました。

保護者からの相談は 14 件あり、電話相談が 13 件、来所相談が 1 件でした。

【令和３年度・初回相談の相談者と相談方法】



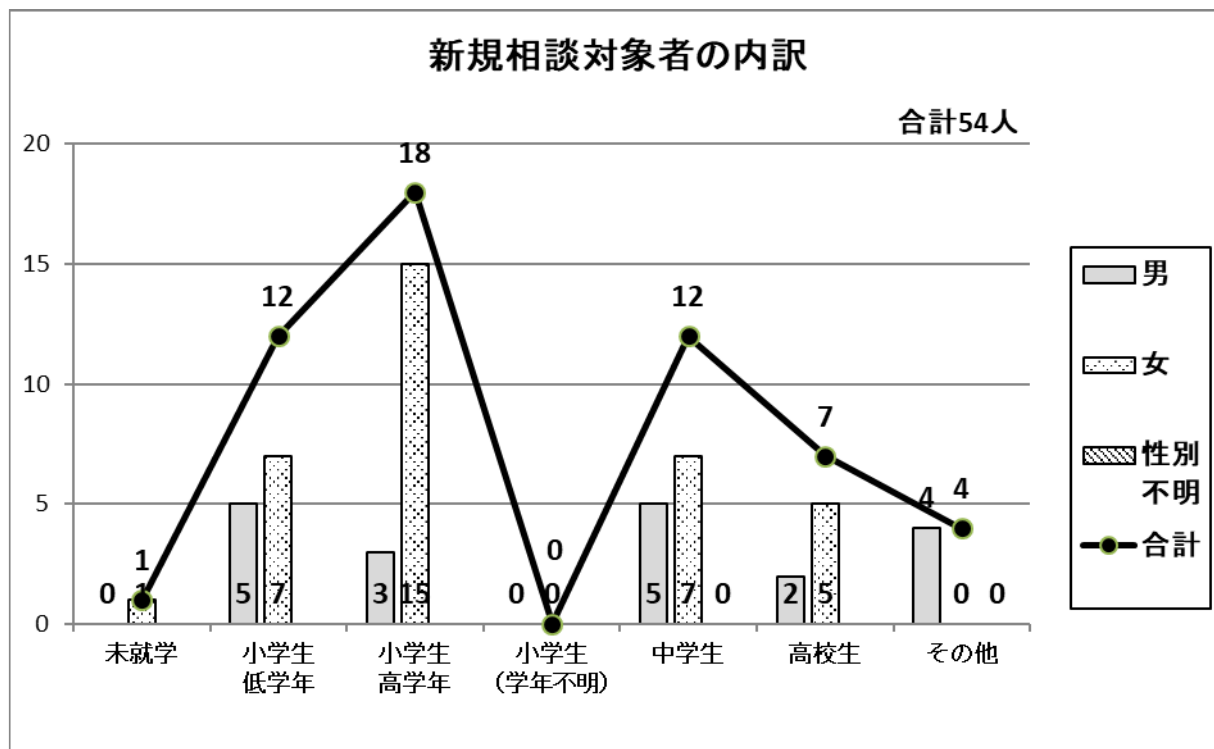
※子どもと保護者一緒に来所があった場合は、子どもの初回相談来所としています。

※その他の 7 名は、成人、親族、近隣住民の方です。

(4) 新規相談対象者の校種及び男女別内訳

新規相談対象者は、新規相談件数 54 件のうち、小学校高学年が一番多く 18 件、次いで、小学校低学年 12 件、中学生 12 件と続きました。

【令和 3 年度・新規相談対象者の校種及び男女別内訳】

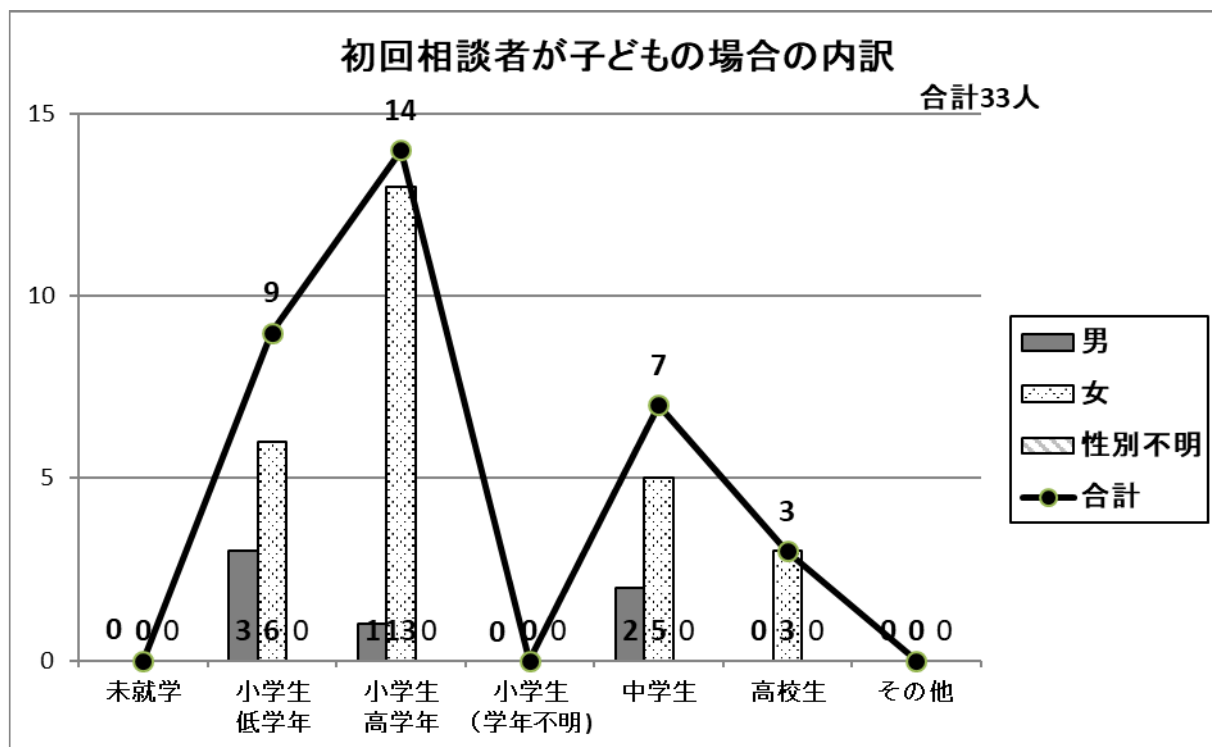


※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(5) 初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳

初回に子どもたちから直接相談があった件数は 33 件あり、小学校高学年からの相談が一番多く 14 件ありました。続いて小学校低学年 9 件となっています。男女別でみると、女の子からの相談が多い傾向でした。

【令和 3 年度・初回相談者が子どもの場合の校種及び男女別の内訳】



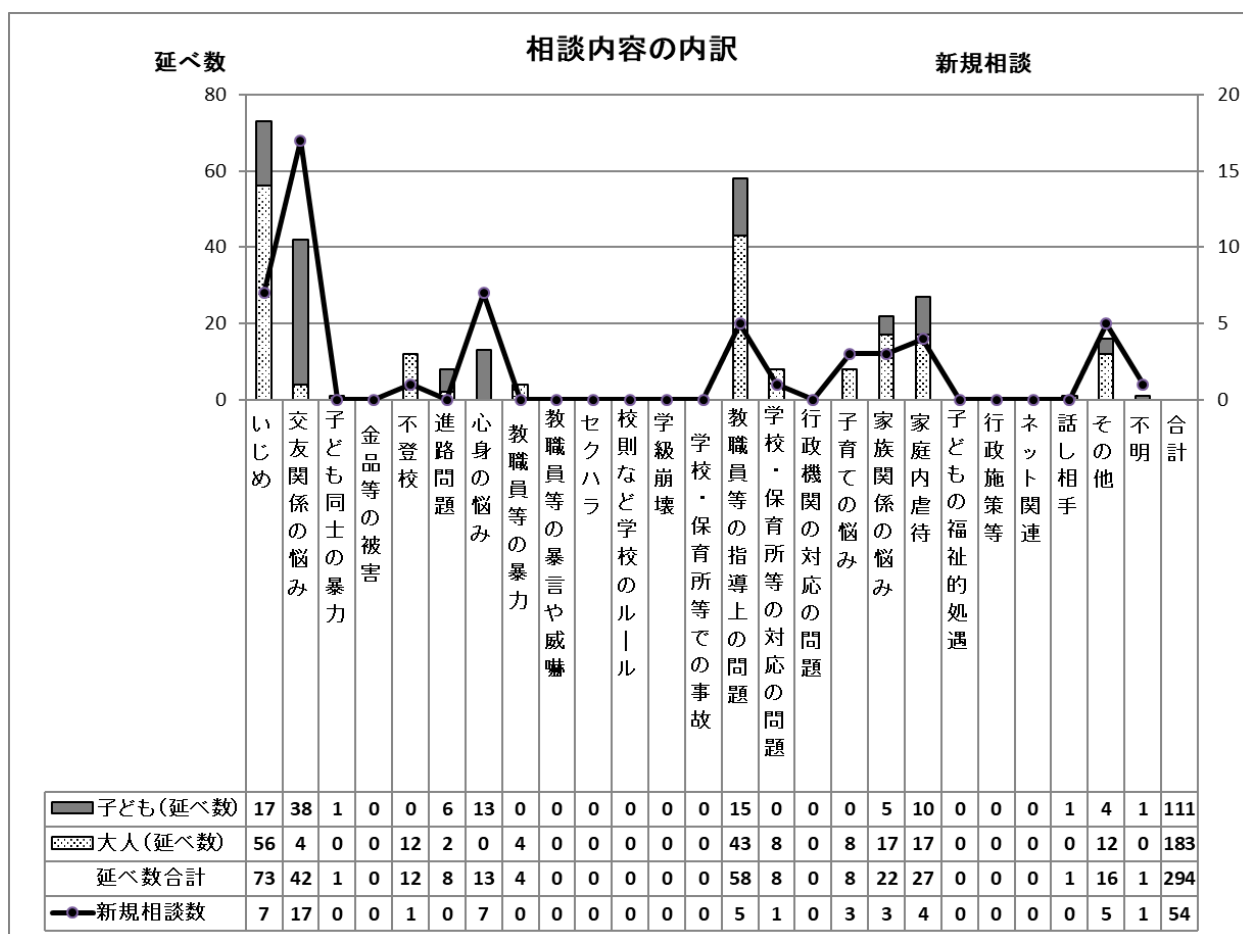
※小学校低学年は、小学 1～3 年生。小学校高学年は、小学 4～6 年生。

(6) 相談内容の内訳

新規相談内容としては、54 件中、交友関係の悩み 17 件、次いで、いじめ 7 件、心身の悩み 7 件と続きました。

延べ相談内容としては、294 件中、いじめ 73 件、次いで、教職員等の指導上の問題 58 件と続きました。

【令和 3 年度・相談内容の内訳】



※新規相談時の主訴相談内容で振り分けています。

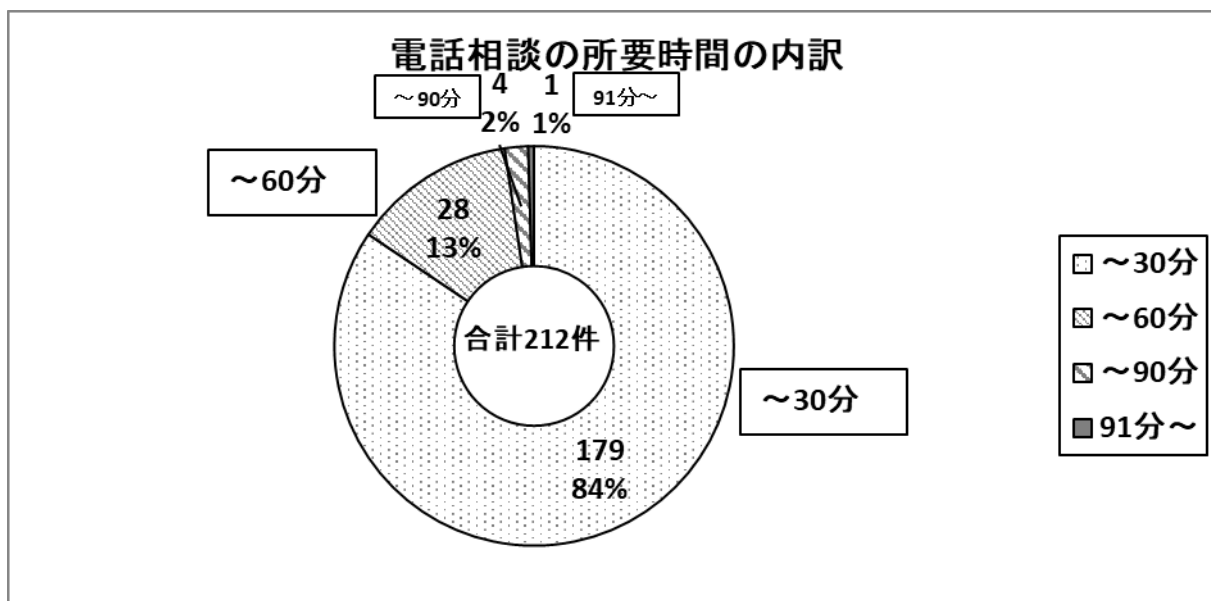
※延べ相談件数は、継続した相談の際の主訴でカウントしているため、相談内容が追加される場合があります。

3 相談の所要時間等

(1) 電話相談の所要時間の内訳

30 分以下の電話相談が全体 212 件のうち、179 件（84%）、次いで、60 分以下 28 件（13%）でした。1 時間（60 分）を超えての相談が 5 件（3%）ありました。

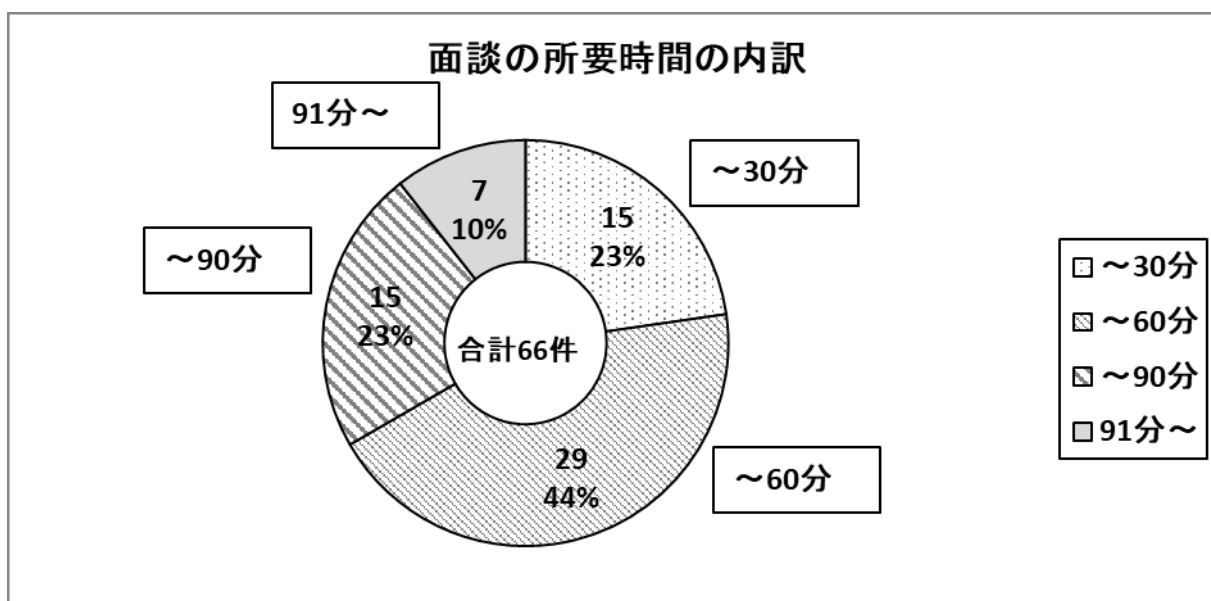
【令和 3 年度・電話相談の所要時間の内訳】



(2) 面談の所要時間の内訳

面談対応 66 件のうち、60 分までの面談相談が最も多く 29 件（44%）、次いで 30 分まで及び 90 分を超える面談相談は 15 件（23%）でした。これには来所や学校を訪問しての面談時間も含んでいます。

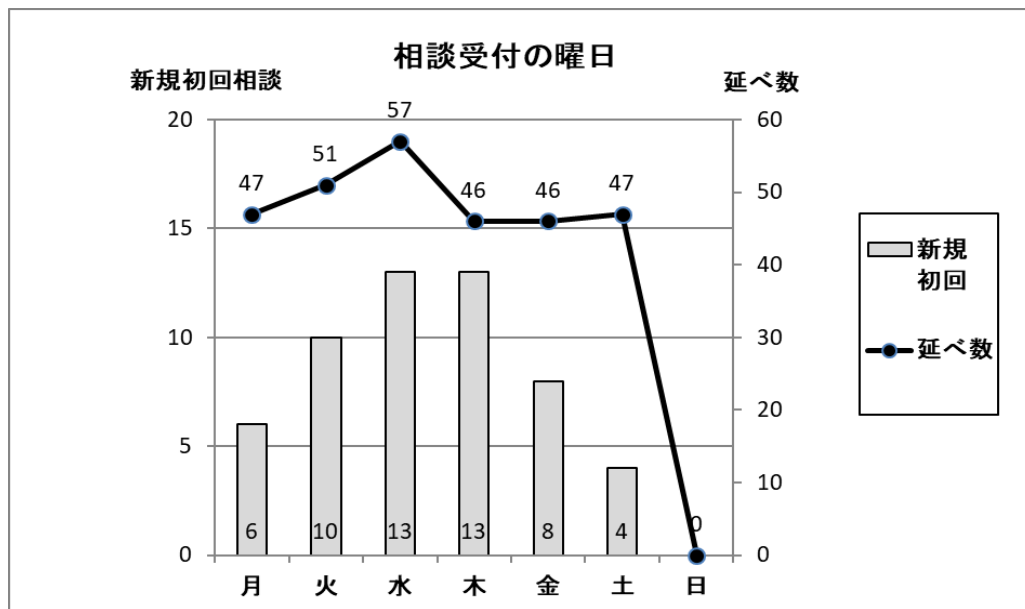
【令和 3 年度・面談の所要時間の内訳】



(3) 相談を受け付けた曜日

新規相談 54 件のうち、水曜日と木曜日が 13 件と多く、次いで火曜日 10 件と続きました。延べ相談件数 294 件のうち、水曜日が 57 件、次いで火曜日が 51 件でした。

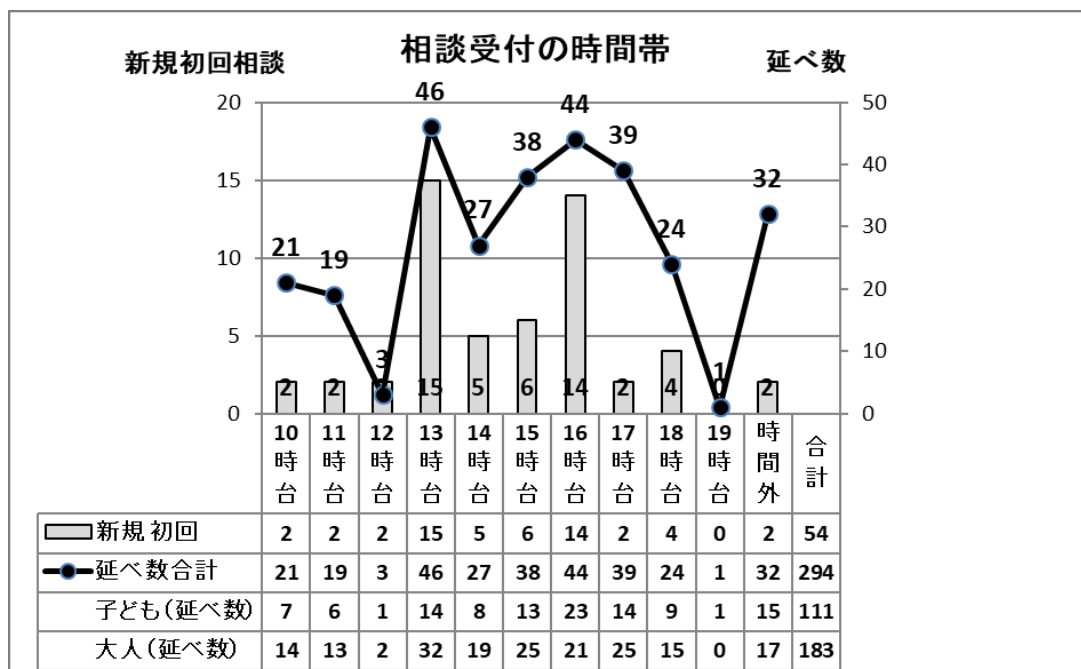
【令和 3 年度・相談を受け付けた曜日】



(4) 相談を受け付けた時間帯

新規相談で受付の時間帯は、54 件のうち、13 時台が 15 件と最も多く、次いで、16 時台が 14 件でした。延べ相談件数 294 件のうち、13 時台が 46 件、次いで、16 時台が 44 件ありました。

【令和 3 年度・相談を受け付けた時間帯】



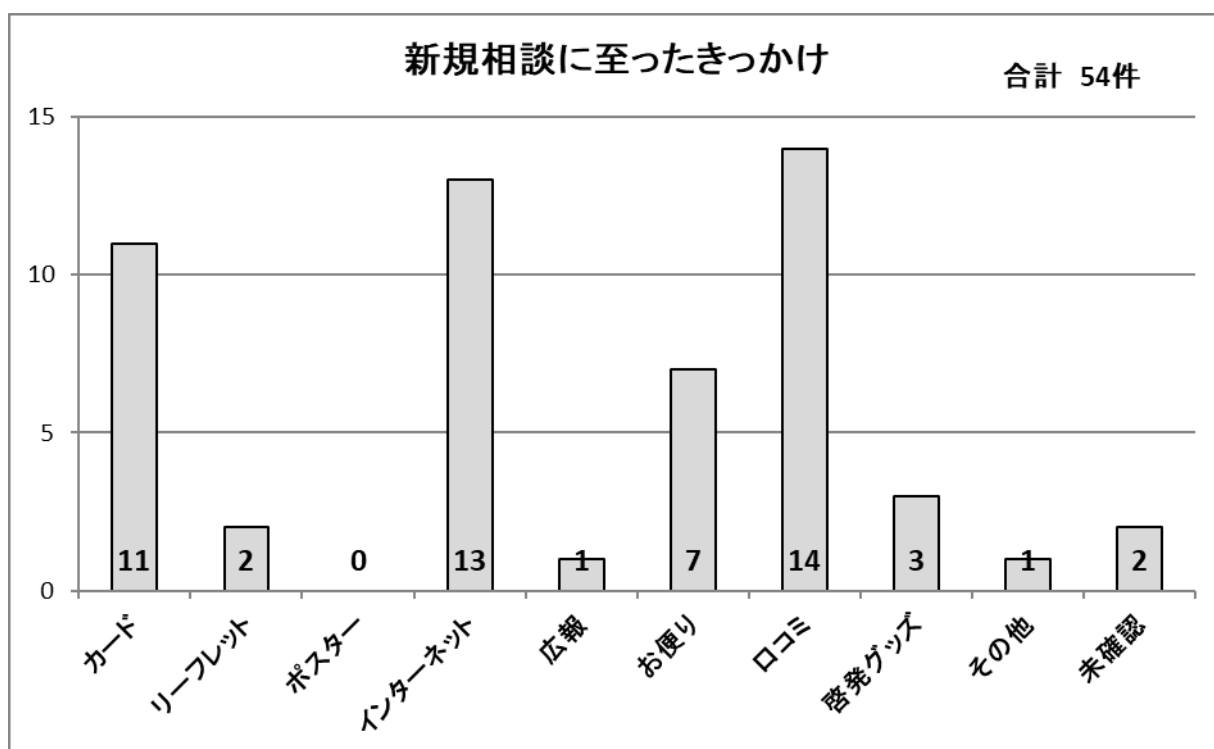
※手紙による相談は時間外としました。

4 相談へのきっかけ

■新規相談に至ったきっかけ

新規相談 54 件のうち、相談に至ったきっかけとして、口コミが一番多く 14 件でした。次いで、インターネット 13 件でした。子どもの権利サポート委員会の継続した啓発がきっかけになっていると思われます。また、各学期ごとにお便りの発行や、カード、リーフレット、啓発グッズを市内小中高等学校の児童・生徒へ配布協力をいただいたものが相談のきっかけにつながっています。

【令和 3 年度・新規相談に至ったきっかけ】



※カード（ダイヤルカード）、リーフレットは、市内の公私立小学校・中学校・高等学校を通じ配布を行いました。

※啓発グッズ（小 3 クリアファイル、小 6・中 3 シャープペンシル）は、市内の公私立小学校・中学校を通じ配布しました。

※お便り（子どもの権利サポート委員会だより）は、カード、リーフレット、啓発グッズとともに配布を行いました。

・啓発時期等は、第 2 章 1 広報・啓発一覧に掲載

5 委員による活動について

(1) 子どもの権利サポート委員会会議及びケース協議

開催回数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会会議 ※1	2	1	2	1	2	1	0	0	0	2	0	1	12
ケース協議 ※2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

※1 委員会会議(条例に定められた会議) 子どもの権利サポート委員会委員長が議長として会議を進め、子どもの権利サポート委員会の制度のことや、サポート委員会で決定する事項等を話し合います。

※2 ケース協議 それぞれの事案(ケース)の担当委員や、相談員からの相談内容の報告を受けて、それぞれの事案について協議を行います。

※3 委員会会議は、主にケース協議終了後の開催としました。

■ 委員会会議議題 ■

日 程	議 題
4月5日	(1) 令和3年度新体制について (2) 委員長職務代理の選任について (3) 令和3年度子どもの権利サポート委員会啓発活動年間計画(案)について (4) 令和2年度活動報告書について (5) 活動報告会について
4月27日	(1) 令和2年度活動報告書について (2) 活動報告について (3) 新委員について
5月11日	(1) 令和2年度活動報告書について (2) 活動報告会について (3) 新委員について
6月11日	(1) 新委員委嘱について (2) 令和2年度活動報告書について (3) 市長報告について (4) 活動報告会について
6月30日	(1) 活動報告会について
7月14日	(1) 活動報告会について (2) 子どもの権利サポート委員会活動について
8月11日	(1) 活動報告会について
8月26日	(1) 活動報告会について
9月14日	(1) 活動報告会について (2) 子どもの権利サポート委員会活動について
1月14日	(1) 子どもの権利サポート委員会活動報告会について
1月25日	(1) 子どもの権利サポート委員会活動について

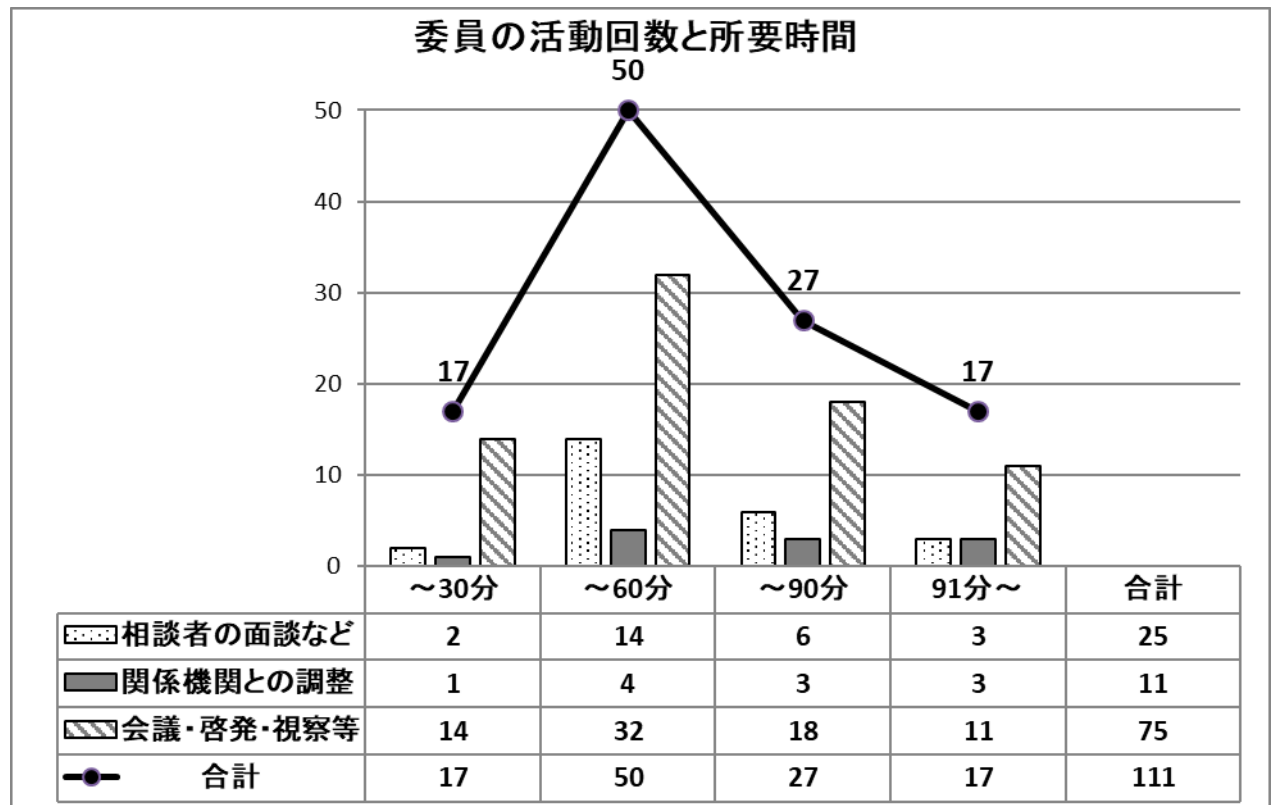
3月22日

(1) 令和4年度 活動計画(案)について

(2) 活動回数と所要時間

子どもの権利サポート委員会委員として、ケース協議や相談者との面談者間機関との調整活動等をされた内容です。

【令和3年度・子どもの権利サポート委員の活動回数と所要時間】



※子どもの権利サポート委員会委員が活動したものです。

・関係機関との調整とは、相談者との面談などを経て、学校等に出向くなど調整活動（代弁等）を委員により行ったものです。

・会議・啓発・視察等とは、相談があったケース検討や、委員会会議、また、啓発としての講演会を委員より行ったもの及び、外部講師による研修などを委員が受けたものです。

(3) 関係機関への調査・調整活動

■申立て受付件数

0 件

■発意による調査件数

0 件

■調査件数

0 件

■勧告・要請、意見表明件数

0 件

■公表件数

0 件

■調整活動（関係機関への働きかけなどを行ったもの）

6 案件

- ・中学校 3 年生
- ・小学校 4 年生
- ・高校 3 年生
- ・小学校 5 年生
- ・小学校 4 年生
- ・小学校 5 年生

6 相談事例

※プライバシー保護のため、一部変更しています。

◆相談者と学校との調整をサポート委員が行ったケース

相談者 中学1年生Aさん（女子生徒）

概要

Aさんは、クラスメイト数人より、無視や仲間外れ、陰口を言われる。本人は、いじめられているとして、担任教諭に相談したが、「本当のことか？あなたの勘違いではないか？」と取り合ってもらえなかった。日ごとにクラスメイトからの無視や陰口の内容がひどいものになった。

クラスメイトからのいじめや担任教諭に対する不信感が原因で、Aさんは不登校になってしまった。

Aさん本人と保護者から、子どもの権利サポート委員会に相談があった。

初回相談

Aさんと保護者が、サポート委員会に来所し、相談員と面談した。

Aさんは、担任教諭からの心無い言葉に傷ついたこと、クラスメイトから受けているいじめの内容、学校生活がんばりたいと思っているが、怠けているわけではなく、居場所がないと感じていて通えないことを担任教諭が理解してほしいという気持ちなどを話してくれた。

■対応

Aさん本人の話を傾聴し、思いを受容した。

子どもの権利サポート委員会の制度を説明し、後日、サポート委員との面談を実施することになった。

サポート委員と面談

登校しようとするすると身体に不調が出る。学校に行ってがんばりたいが、いじめられることを考えてしまい、通うことができない。Aさんは、クラスの特定の女生徒数人からされる無視や仲間はずれ、友だちを連れ去って行ってしまう、陰口を言われるなどのいじめを受けていると話した。

担任教諭に相談しても、「先生は、その場を見ていないから、そのまま言葉を本当の事としては対応できない。」「小さいことは気にしないでいい。」「勘違いではないか。」などと言われ、いじめとして取り合ってもらえなかった。

Aさんは、担任教諭に話す気がしなくなった。

また、自分が、どんどん周りから嫌われているのではないかと不安になり、クラスに居場所がなくなった。いじめはおさまらず、Aさんは学校に行けなくなり、このままでは、学校には行きたくないと話してくれた。

Aさんの話を聞いた保護者も、担任教諭に相談していたが、担任教諭は、「気を付けて見ておきます。」と言ったきりでその後の経過報告もなく、解決もしない。本人の不登校が始まり、心配しているとのことだった。Aさん、保護者共に、担任教諭や学校側の対応が納得できるものではなかったため、サポート委員会に相談に訪れたと話された。

Aさんは、解決イメージとして、学校側がいじめととらえて、担任教諭が毅然として、いじめてくる生徒に注意してほしい。安心して楽しく学校に通いたいという思いを持っている。サポート委員が学校に行き、いじめ問題や不登校に対して、学校側がどのような対応をしようとしているのかを聴いて来てほしいとの要望があった。

経過

・学校訪問において

サポート委員とサポート相談員が学校へ訪問。

学校側面談出席者は、校長、担任教諭、副担任教諭、学校生活支援教諭他。

担任教諭は、始めは、子どもたちが自分で問題を解決する力を見守りたいというスタンスであり、この件をいじめだとはとらえていなかった。今のコロナ禍の影響もあり、限られた短い時間で、課題などやらないといけないことも多く、他にも気になる生徒が数人いて、Aさんとは、ゆっくり話ができていなかったとの話をされた。

サポート委員からは、Aさんは、学校生活に非常に不安を感じていることが伝えられた。いじめ問題に関して、Aさんと担任教諭・学校側の間で、意識の違いがあること、さらに、これは、いじめであること、また、クラスに居場所がない生徒に対して、担任教諭が言った「気にしなくていい。」というのは、つらい言葉であることなどの話があった。

学校との話し合いの中で、サポート委員は、担任教諭の忙しさを労いながらも、たとえその時が忙しくても、Aさんには、担任教諭が、必ず話を聴けることや、いつ話ができるかを伝えておくと、Aさんの不安も減るので、本人への言葉がけを丁寧に行っていくことが大切と示された。

担任教諭は、Aさんの要望をサポート委員会から聞けてよかったと述べられた。また、Aさんが望むような丁寧な対応を心掛け、積極的に言葉がけもしていきたいと話された。具体的には、担任教諭とAさんが、放課後二人で、ゆっくり話せる時間を定期的にとることになった。

その後において、学校側は、担任教諭だけではなく、校長、教頭、副担任教諭、スクールカウンセラー、学校生活支援教諭など、学校全体で一丸となって、Aさんや、とりまく生徒を見ていきたいということになった。

サポート委員会とAさんは、定期的に面談し、現状把握に努め、学校と連携していくこととした。

・本人との面談

学校に、A さんの思いや希望を伝えたところ、担任教諭が受け止めて、A さんの気持ちを理解してくれたこと、学校は、この問題を真摯に受け止め、対応していくことを A さんに伝えた。

担任教諭だけでなく、校長、教頭、副担任教諭、スクールカウンセラー、学校生活支援教諭など学校全体で関わっていかれること、また、いじめに関して、担任教諭や他の教諭が、いじめがあれば、その場で注意すること、さらに、担任教諭と A さんが、放課後ゆっくり話せる時間を取るようすることなどを話したところ、A さんは少し安心したと述べられた。

・その後の本人へのかかわり

本人の話を何度か聴いて、本人の納得することを一緒に考え、本人の気持ちや意思を伝えながら学校とも連携を行った。

しばらくして、A さんから、「学校に行ってみようかな。」との言葉があったので、支持したところ、A さんは、少しずつ、登校できるようになった。

A さんは、学校は、始めは、いじめだと思っていたが、サポート委員が学校訪問して、「これは、いじめだ。」と言ってくれた。担任教諭が、A さんに「いじめだと思わなかった。A さんの気持ちに気付かなくて悪かった。」と言ってくれたことが、A さんにとっては、うれしかったと話した。

また、担任教諭と A さんが、放課後ゆっくり話す時間を取るようになったことで、A さんが楽しいこともつらいことも担任教諭に話せるようになった。担任教諭も A さんの希望をよく聞いて、いじめる生徒には、その場で注意してくれるなど、担任教諭と A さんの関係が良くなってきているとも話してくれた。

担任教諭と A さんの信頼関係が築かれると、友だち関係も良くなり、A さんが、いやなことをされたら、A さん自身が相手に「なんでそんなことするの？」ときけるようになったことで、相手もいやなことをしなくなってきた。友だちと自然に話ができるようになり、本人も自信を取り戻してきた。A さんが、担任教諭との話し合いを続ける中で、本人の成長もあり、信頼できる友だちもできて、楽しく学校に通えるようになった。

A さんからは、その後「学校で、みんなに見守られている感じがしています。安心して学校に通えるようになりました。ありがとうございました。」と明るい声で電話があった。

◆相談者と委員または相談員のやりとりの中で解決したケース

相談者 中学生（電話相談）

主訴 心身の不調から学校へ行きにくい

相談内容 起立性調節障害のため気持ちが悪くなったり、頭痛がおこる。新学期になり学校に行きたいけれど、行くことができなかった。前年度に長期欠席していたことがあり、今年度にも不安を抱えている。休んでしまうことを新しいクラスメイトにどう思われるかを考えると心配になる。クラスに馴染んで友人を作っていきたいという思いと、自身の心身の不調の間に葛藤が生じている。

対応・経過

好きなことについて話すと元気になる様子から、定期的に架電し、本児の趣味の話題について相談員も楽しみながら聴き、コミュニケーションを重ねた。お話を伺う中で、自身はさみしがり屋であること・天気の良い日には体調が悪くなり登校できないこと・病院で処方された薬を飲むと楽になることなど話し、自分への理解を深め、うまく付き合っていくとする姿が見られた。学校では担任の先生から別室教室へ登校できることを教えてもらうなどし、別室教室に通うことができるようになった。

相談員は、傾聴と労いの言葉かけを続け、無理のない自身のペースでの学校生活をするようすすめた。母親や担任のサポートを得て、別室登校が継続された。別室教室は、先生方が次々に様子を見に来てくれる環境であり、本人が安心して勉強に取り組めるサポート体制であった。授業ノートをやりとりしてくれる友人にも恵まれ、よい環境に巡り会って、信頼できる人の中で学校生活が送れるようになった本児からは、体調もこれから良くなりそうという言葉が聞かれるようになった。自身の今後について前向きな様子を確認することができたことで、いつでもお話を聴く姿勢を示し、相談支援を終えた。

相談者 中学生（来所相談）

主訴 担任の先生の不適切な発言や指導（地域デイサービスと連携したケース）

相談内容 軽度の知的障害・発達障害があり、特別支援学級に通っている。その担任教諭が本児に対して、自信を失うような言い方・しかりつけ方をして嫌な思いをしている。

対応・経過

初回の相談は、地域の放課後デイサービスからの相談。デイサービスのスタッフらが本人から聞き取った内容や、実際に見聞きした担任の態度・言葉について、どのように対応したらよいかということであったため、子どもの声を聴き、子ども自身の考えを尊重するという、サポート委員会の原則を説明した。

本人と面談したところ、担任の先生に対して、どうして欲しいですか？という問いかけ

に、本児は自身の言葉で「やさしくしてほしい。」と答えた。母としても当該教諭の態度として、希望の進路に関して本児の学力では無理であるといった発言を本人に向けてしている様子など、日ごろから気になる点を感じていることが分かった。

子どもの思いや、母の感じていることが明確になったところ、父が学校へ行き、学校と話し合いの場を持つこととなった。父と学校との面談がもたれ、本児への謝罪の言葉と、今後の対応改善の言葉とが担任より語られた。また、今後は本児の人格と意思を尊重して、学習をサポートしていく姿勢であることが確認された。

デイサービスからの相談を端緒とし、子どもの意思が確認され、家庭と学校との対話の機会を創り出す契機となった。一方で、サポート委員会とデイサービスは、今後の支援体制の土台づくりという視点に立ち、2者による協議の場を持った。子どもを包む、学校-家庭-デイサービスの相互の連携・協力の体制を、これからもサポート委員会として見守っていくことを確認した。さらに、サポート委員会はデイサービスを始め、地域の関係機関と協力関係を保ち、地域の子もたちの権利救済に努める機関であることについて、改めて理解を求め、今後の協力を依頼した。デイサービスの担当者からは、①担任の取り組み方により、デイサービスと学校との連携の円滑さに影響を及ぼされること。②特別支援学級の担任の職務には、研修の充実と、他の先生を含めた学校全体のサポート体制が必要なのではないか。という視点がもたらされた。

その後、本児からは「担任はやさしくなり、今は困っていることなく、楽しく学校へ行けている」という言葉が聞かれた。希望に沿った進路への支援が受けられるようになったことに両親も安堵した。また、担任の働きかけにより、学校と家庭とデイサービスとの情報共有が密になるよう、連絡ファイルの内容が改善された。デイサービスの担当者からは、過ごし方やかわり方が明確となり、動きやすくなったという声が寄せられた。本児の日々の学生生活・希望する進路に向けての学習のため、関係者の協力関係がより望ましいものとなった。

相談者 小学生（手紙相談）

主訴 友人関係のトラブル

相談内容 「鉄棒やブランコをしているとき、いじわるなことを言うてる。

3人で遊んでいたのにもう遊ばないでいいって、
もう一人の子とはなれて行って。こっちを見てきて
こそこそ話をしてくて、いやでした。」

対応・経過

「（要旨抜粋）〇〇さんはさみしい気持ちになったのではないのでしょうか。私も一緒に遊びたいという気持ちを言っても良いかもしれません。別のお友達と遊ぶようにすることもいいかもしれませんね。もし、お友達がずっといやなことをし続けるときは教えてくださいね。一緒に考えましょうね。お電話でしたら、詳しいお話もできますよ。いろいろお話ししましょう。」と返信した。

一時的な友人同士のトラブルであれば、意思表示や対話で関係が回復される経過を見守り、継続して固定的な関係やいじめにつながる芽であれば早期に対応が必要、と考えられ

た。本児が気持ちを言葉にし、手紙を書いてくれたことを労った。

第2章 広報・啓発活動

1 広報・啓発活動一覧

令和3年度 広報啓発活動

取組内容	対象	時期	方法
ダイヤルカード配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第19号）高（第13号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	5月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（ダイヤルカードとともに配布）
リーフレット配布	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	8月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第20号）高（第14号）	市内の小・中・高等学校（公・私立・県立）・養護学校（計48校）に通う子ども	8月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布（リーフレットとともに配布）
啓発グッズの配布（クリアファイル）	市内の公・私立小学校・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布
手紙フォームの配布	市内の公・私立小学校・養護学校（計28校）に通う小学3年生の子ども	1月	学校を通じて児童生徒に配布（クリアファイルに挟み込んで対象者に配布）
啓発グッズの配布（赤シャープペン）	市内の公・私立小・中学校（計41校）に通う小学6年生及び中学3年生の子ども	1月	学校を通じて対象児童生徒に配布
サポート委員会だよりの発行 小・中（第21号）	市内の公・私立小・中学校・養護学校（計42校）に通う子ども	1月	学校を通じて市内在校全児童生徒に配布
活動報告会	一般公開	1月	1/29（土）令和2年度子どもの権利サポート委員会活動報告会「いまだからつながる」を実施
リーフレット、ダイヤルカード	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置
手紙フォーム	市内施設への設置依頼	年中	市内各公共施設へ設置
広報紙へ掲載	一般公開	年中	広報紙へ掲載（相談窓口一覧）
HP掲載	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）
Facebook	一般公開	年中	随時情報を更新（子どもの権利サポート委員会について）

今後も継続した広報、啓発活動を行っていきます。

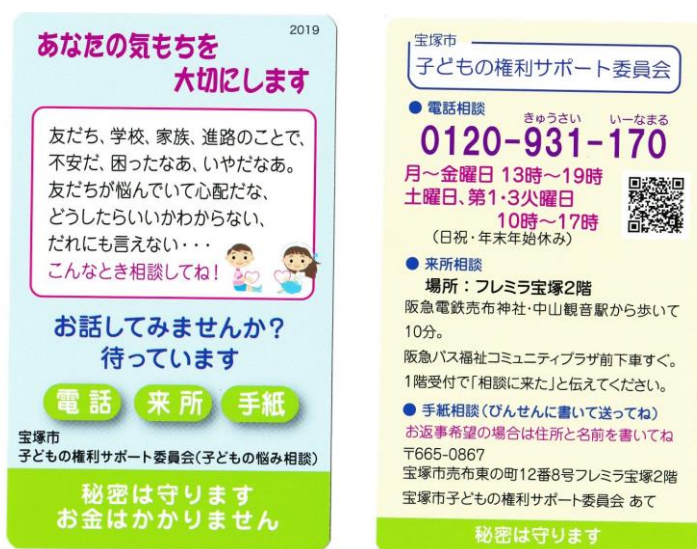
2 配布物

◆周知用カード

(小学生への配布 ・ 公共機関設置)



(中学生・高校生への配布)



◆周知用ポスター

宝塚市
子どもの権利サポート委員会

相談を聴く
子ども会や学校の
行事でも大丈夫だよ

一緒に考える
ひみつは守るよ！
話しはじっくり
きくよ

調べる・助ける
解決に向けて関係
者みんな協力・協力
してもらおうよ！

解決

ほっとできるように一緒に考えてみませんか？

受付方法：電話、来所
受付時間：月～金曜日 13時～19時
土曜日 10時～17時
ただし、第1・3火曜日は10時～17時
年末年始、日・祝日はお休みです。

場所：プレミア宝塚2階
〒665 0937 宝塚市売方東の町12番6号

お問い合わせ
宝塚市子どもの権利サポート委員会事務局
TEL 0797-91-2001

宝塚市ホームページ
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

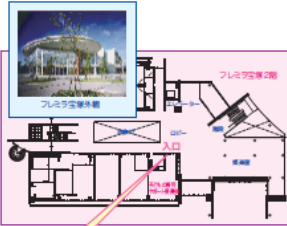
宝塚市

◆周知用リーフレット

宝塚市
子どもの権利サポート委員会とは

「宝塚市子どもの権利サポート委員会」は、宝塚市子どもの権利サポート委員会条例により、行政機関からの独立性が確保され子どもの権利救済を図るために設置された第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。

宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども及び18歳未満の子どもが通学等できる施設（高等学校、高等専門学校等）に通う19歳までの者を対象とし、子どもの気持ちを早期に受け止め、相談に応じるだけでなく、子どもの最善の利益を実現していくことを目的とし、関係機関との調整を行ったり、救済の申立て等により、調査したり、関係機関への協力や改善を求めています。子ども自身が本来持っている力を十分に発揮できるよう、問題解決に向けた支援を行います。



子どもの権利サポート委員会
子どもの権利サポート委員会のお部屋です。

相談するには？

電話をする
0120-931-170
携帯・公衆電話からも無料です

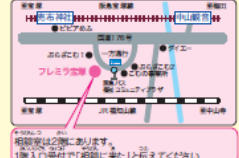
会って話をする
直接相談室に来てください。
あなたの近くに出かけて行くこともできます。

手紙を書く
手紙での相談は下記住所まで送ってください。
(くわしくはホームページにて)

対象となる人
○宝塚市内在住・在学・在勤の18歳未満の子ども
○18歳未満の子どもが通学等できる高校等に通う19歳までの者
(相談はどなたからでもできます)

相談できる曜日と時間
月曜～金曜：昼1時から夜7時まで
土曜と第1・3・5火曜：朝10時から夕方5時まで
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

場所
プレミア宝塚2階
〒665-0867 宝塚市赤穂東の町12番8号
阪急電鉄赤穂神社・中山観音駅から歩いて10分
阪急バス福祉コミュニティプラザ前下車すぐ



宝塚市
子どもの権利サポート委員会



2019

ひとり なや なん はなし
一人で悩まないで、何でもお話してみてね！

こんなとき…

- ちょっと話したい。
- つらい、苦しい、困った。
- いじめられている。
- どうしたらいいかわからない。
- だれにも言えない。

相談はどなたからでもできます

自分のことではなく、友達のことでも大丈夫です



子どもの権利サポート委員会

子どもの権利サポート委員会
無料相談専用電話
0120-931-170
子どもの気持ちを一番大切にします。
直接相談室にも来てくださいね。

解決

- 元気になった
- ぼつとした
- 困ったことがあれば、また相談してください。
- どうすればいいかわかった
- 安心した、もう大丈夫
- 相談が終わっても、必要があれば関係する人たちの見守り支援をお願いします。

話してみてね

- 友だちのこと
- 家族のこと
- バイト先のことなど…
- 学校のこと
- 自分のこと

うまく話せなくてもいいよ。
どんなことでも話してみてね。

勧告・意見表明・要請

● 必要な場合は協力してもらい、関係する人に、こうなればもっとよりよくなる等、改善を求めることができます。

調べる・協力を依頼する

● あなたと話し合ったことを、関係する人に話を聞いたりして、解決に向けて協力を依頼できます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

いっしょに考える

- あなたの気持ちをじっくり聴きます。
- あなたにとって一番よい方法をいっしょに考えていきます。

ひみつはまもります

◆啓発グッズ

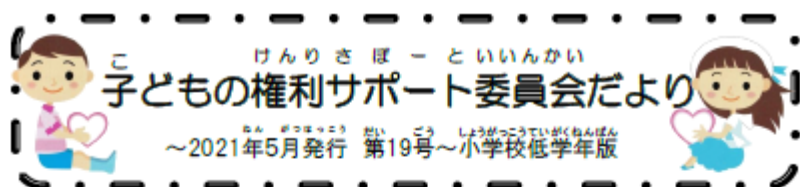
①小学3年生 クリアファイル



②小学6年生、中学3年生 ボールペン



◆子どもの権利サポート委員会だより



あたらしいクラスや先生、お友だちには、なれましたか？

こまったことがあったら、

子どものけんりサポートいいんかいにおはなしてね。



☆でんわでそうだん 0120-931-170

じゅわきをもって 0120-931-170 をおしておはなしてね

☆てがみでそうだん



びんせんにかいてみてね。あてききは下にあるよ。

おへんじするので、あなたのおなまえとじゅうしょ、がねんをかいてね。

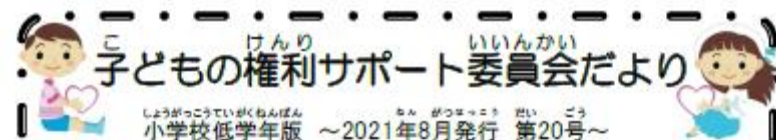


なぜなぞだよ。
かたつむりさんのうごくくりは？
(こたえはつぎのうでね)

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

ひみつは
まもりまします

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。



なつやすみがおわり、2がつきになりました。

こんにちは。子どものけんりサポートいいんかいです。

みなさんは、どんななつやすみをすごしましたか？

東京2020オリンピックでは、宝塚市ゆかりのせんしゅもかつやくしていましたね。

あつい日がつづきます。みなさんもねっちゅうしょうやコロナに気をつけてください。

そして、**気持ちがスッキリしない時はいつでも、**

子どものけんりサポートいいんかいにそうだんしてくださいね。

★ニュース★サポートいいんかいに、あたらしく、宇野田 陽子先生がこられました。

おだやかで、とてもやさしい先生です。

そうだんの
でんわばんごうは、
0120-931-170

そうだんは、おてがみでも
いいよ。
あておはなしもできる。

～ほっとひととき～
クイズコーナー
2024ねんのオリンピッ
ク・パラリンピックは、
どこであるかな？



こたえはつぎのうでね。
～まえのうでなぞなぞとこたえ～
かたつむりさんのうごくくりは？
こたえ……ゆぐり！でした。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

ひみつは
まもりまします

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話をお聞きしたいということをお伝えしています。

けんり いいんかい
 子どもの権利サポート委員会だより
 ～2022年発行 第21号 小学校1・2年生版～

新年あけましておめでとうございます。今年の干支はトラ、そこで今回はトラをしょうかいしたいと思います。みなさんは動物園でトラを見たことがありますか？トラはジャンプがすごいです！猫とえば、からだは軽くてジャンプが得意なことがとくちょうですがトラの体重は、なんと100キロ近く、それ以上あるトラもいるので、ジャンプが苦手そうだと思いますか？でもトラも猫と同じくジャンプが得意で、なんと2メートルもジャンプすることができるのです。みなさんは何メートルジャンプできますか？2022年はジャングルの王者「トラ」のように元気いっぱい、去年よりも高くジャンプできるようにがんばってくださいね。応援しています。



★まえのここのクイズのもんだい⇒2024 ねんのオリンピック・パラリンピックはどこであるかな？
 ★こたえ⇒フランス・パリ で～した。

困っていることや悩みがある時、お家の人が留守でさみしい時や心細い時、電話してください。お手紙でもいいですよ。うまくいく方法をいっしょに考えましょう。ひみつはかならず守ります。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
 無料相談 お手紙でも可 子どもの権利サポート委員会
 お返事希望の場合は 住所と名前を書いてね

けんり いいんかい
 子どもの権利サポート委員会だより
 ～2022年発行 第21号 小学校3年生版～

新年あけましておめでとうございます。今年の干支はトラ、そこで今回はトラをしょうかいしたいと思います。みなさんは動物園でトラを見たことがありますか？トラはジャンプがすごいです！猫とえば、からだは軽くてジャンプが得意なことがとくちょうですが、トラの体重はなんと100キロ近く、それ以上あるトラもいるので、ジャンプが苦手そうだと思いますか？でも、トラも猫と同じくジャンプが得意で、なんと2メートルもジャンプすることができるのです。みなさんは何メートルジャンプできますか？またトラは狭いところが好きなのだそうです。トラに段ボールを置いたらちゃんと中に入って居るのを見ていたのだそうです。みなさんの居る場所はどこですか？さて2022年もスタートしましたね。みなさんもジャングルの王者「トラ」のように元気いっぱい、去年よりも高くジャンプできるように、がんばってくださいね。応援しています。

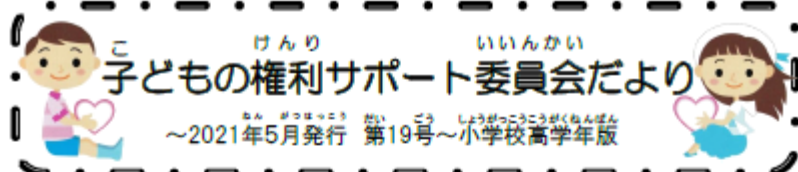


みなさんにお送りしたクリアファイルを使ってね。
 相談専用の電話番号が書いてあるよ。お手紙でもいいですよ。

★前のクイズ⇒2024年のオリンピック・パラリンピックはどこであるかな？⇒フランス・パリ でした

困っていることや悩みがある時、お家の人が留守でさみしい時や心細い時、電話してください。お手紙でもいいですよ。うまくいく方法をいっしょに考えましょう。ひみつはかならず守ります。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
 (日曜・祝日・年末年始はお休みです)
 住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号プレミア宝塚2階
 無料相談 お手紙でも可 子どもの権利サポート委員会
 お返事希望の場合は 住所と名前を書いてね



～2021年5月発行 第19号～小学校高学年版

新しいクラスやお友達、先生には、慣れましたか？

学校や家でしんどいなあ、お友達と遊んでいて困ったなあと思ったら…

こども けんり さぽーと いいんかい 子どもの権利サポート委員会へ

★0120-931-170に電話をかけてお話してみてね

番号を押したら、呼び出し音の後に「子どもの権利サポート委員会です。」とお答えするので、なんでも話してみてね。うまく話せなくてもいいよ。お話ししたらホッとしましたという声もききました。 ※相談できる時間以外はテープの音が流れます。

★お手紙も送ってね

便せんに書いて送ってね。あて先は下にあるよ。(お返したいのあなたの住所氏名も書いてね)

友だちとけんかしたけど仲直りしたい。きょうだいの中で自分ばかりおこられる。誰かのお世話をしている自由な時間が少ない。いやなこと言われちゃった・・・などみなさんはこんな時どうしますか？困ったら相談してくださいね！

なぜなら出すよ。大まかに夢とめたがりは？答えは次の号でね



ひみつは
まもりまします

☎ 0120-931-170

月～金曜日 13時～19時

相談は無料

住所：〒665-0867

土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



～2021年8月発行 第20号～

夏休みが終わり、2学期が始まりました。

こんにちは。子どもの権利サポート委員会です。

みなさんは、どんな夏休みを過ごしましたか？

東京 2020 オリンピックでは、宝塚市ゆかりの選手も活躍していましたね。

暑い日が続きます。みなさんも、熱中症やコロナに気をつけて過ごしてください。

そして、気持ちがスッキリしうい時はいつでも

子どもの権利サポート委員会に相談してくださいね。

★ニュース★サポート委員会に新しく、宇野田 陽子先生が来られました。

おだやかで、とてもやさしい委員の先生です。

相談の電話番号は、
0120-931-170

お手紙や、
会って相談もできます。

～ほっとひと息～
クイズコーナー
2024年のオリンピック・
パラリンピックはどこであ
るか？



ほっとひと息の答えは次の号でね。
～読者のみなさんと答へ～
大まかに夢とめたがりは？
答…ズググ！ でした。

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時

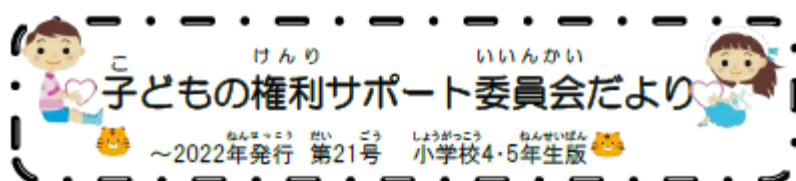
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867

宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階

子どもの権利サポート委員会 (来所も OK です)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



新年あけましておめでとうございます。今年の干支はトラ。そこで今回はトラについて少し書きますね。ネコ科最大のトラは、猫と同じ性格をしているのでしょうか。猫と似ている点は、マイペースなことです。そして、少し神経質な性格をしているようです。また人に慣くこともあるようです。生まれてからすぐ、人の手で育てれば、その姿は、大きさが違うだけで、猫とほとんど変わりません。エサをねだったり、すり寄ってきたり・・・海外では、ペットとしてトラを飼っている人もいます。でも実際、飼うとなると勇気がいられますね。そして、トラはジャンプ力がすごいのです！猫と言えば、からだがかたくてジャンプが得意なことが特徴ですが、トラの体重は、なんと100キロ近く、それ以上あるトラもいるので、ジャンプが苦手そうだと思いますか？でも、トラも、猫と同じくジャンプが得意で、なんと2メートルもジャンプすることができるのです。みなさんは何メートルジャンプできますか？

さて2022年もスタートしましたね。みなさんもジャングルの王者「トラ」のように元気いっぱい、去年よりも高くジャンプできるように、がんばってくださいね。応援しています。

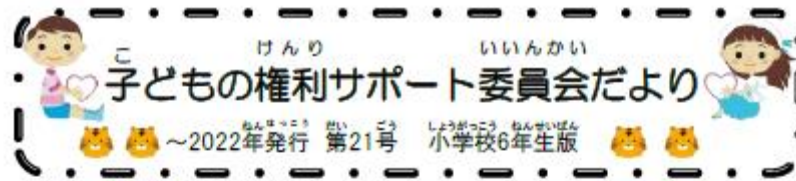
★前の号のクイズの答え★2024年のオリンピック・パラリンピックはどこであるかな？★フランス・パリ

困っていることや悩んでいることがある時、お家の人が密守でさみしい時や心無い時、電話してください。お手紙でもいいですよ。一緒にうまくいく方法を考えましょう。ひみつはかならず守ります。

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
無料相談 お子連れで来 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は
住所と名前を書いてね



新年あけましておめでとうございます。今年の干支はトラ。そこで今回はトラを紹介したいと思います。トラは昔よりアジアの文化の中で万の家畜として飼われてきました。トラはサーターやライオンと異なり草原のような開けた場所でみられることはめったにないようです。密林の深い奥の奥など荒涼しのびい場所に住んでいます。トラのトラ模様はしげみなどに身を隠す際、からだの輪郭をぼやかせ効果があるといわれています。トラは3～4年で大人になり1匹の出産で生まれることも3～4頭で体重は1キロです。ニュースなどでトラの子供が生まれたと報道されることもありますが、かわいいですよね。子どもは母トラから食べ物を与えられ育てられます。その後子どもは母親の養育を離れ、自分の行動範囲を確保するために独立していきます。トラは獲物がくるのを待ち伏せするよりも積極的に狩ります。1匹の狩りで10キロから20キロ近くことが普通ですが獲物ながら狩りの成功率は低く、10匹に1匹くらいしか獲物にありつけないそうです。母、若、若など笑われ、父の住むところが母の腹で眠っています。それで父とトラの衝突が起きるようになって、トラが危険な動物だとみなされて殺されています。トラは現在、世界的に絶滅が心配されている動物の一種です。トラだけでなく、他の動物が絶滅せずに済む方法をわたしたちも考えていきたいですね。そしてトラ年の2022年、みなさんもジャングルの王者「トラ」のように元気に元々いっぱい、過ごしてくださいね。

☆☆☆小学校生活もあとわずかですね☆☆☆
中学に進学しても、市内に在学・在住なら、サポート委員会に相談できます。困った時は、本日前布したポールペンに書いてある相談電話番号に電話して下さいね。

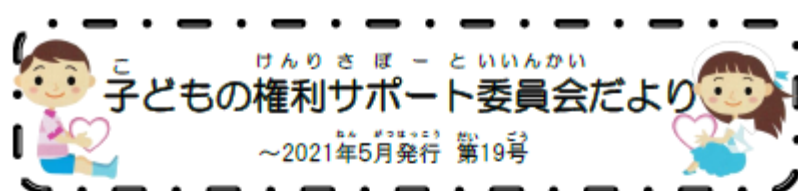
★前の号のクイズの答え★2024年のオリンピック・パラリンピックはどこであるかな？★フランス・パリ

困っていることや悩んでいることがある時、お家の人が密守でさみしい時や心無い時、電話してください。お手紙でもいいですよ。一緒にうまくいく方法を考えましょう。ひみつはかならず守ります。

☎ 0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
無料相談 お子連れで来 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

お返事希望の場合は
住所と名前を書いてね



あたらしいクラスや先生、お友だちには、なれましたか？

こまったことがあったら、

子どものけんりサポートいいんかいにおはなしてね。



☆でんわでそうだん 0120-931-170

じゅわきをもって 0120-931-170 をおしておはなしてね



☆てがみでそうだん

びんせんにかいてみてね。あてさきは下にあるよ。
おへんじするので、あなたのおなまえとじゅうしょ、がくねんをかいてね。



0120-931-170 月～金曜日 13時～19時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会

相談は無料

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



なつやすみがあわり、2がつきになりました。

こんにちは。子どものけんりサポートいいんかいです。

みなさんは、どんななつやすみをすごしましたか？

東京2020オリンピックでは、宝塚市ゆかりのせんしゅもかつやくしていましたね。
あつい日がつづきます。みなさんもねっちゅうしょうやコロナに気を付けてください。

そして、**気持ちがスッキリしない時はいつでも、**

子どものけんりサポートいいんかいにそうだんしてくださいね。

★ニュース★サポートいいんかいに、あたらしく、宇野田 陽子先生がこられました。

おだやかで、とてもやさしい先生です。



そうだんの
でんわばんごうは、
0120-931-170



そうだんは、おてがみでも
いいよ。
あつておはなしもできる。

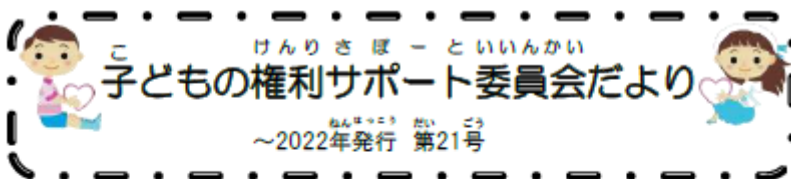
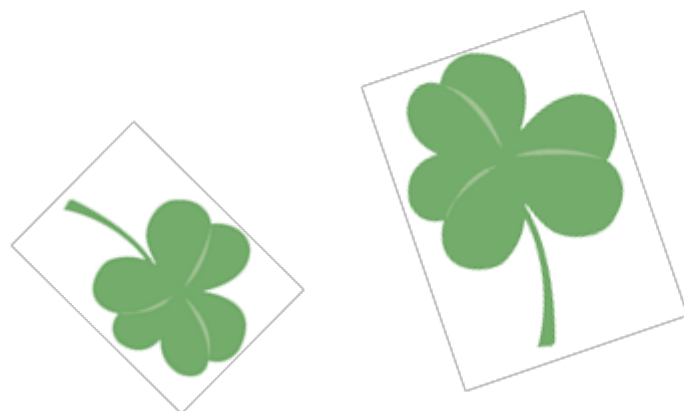


0120-931-170 月～金曜日 13時～19時

(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所もOKです)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。



新年あけましておめでとうございます。今年の干支はトラ、そこで今回は、トラをしょうかいしたいと思います。みなさんは、動物園でトラを見たことがありますか？トラはジャンプ力がすごいのです！猫とえば、からだが軽くて、ジャンプが得意なことがとくちょうですがトラの体重は、なんと100キロ近くそれ以上あるトラもいるので、ジャンプが苦手そうだと思いますか？でもトラも猫と同じくジャンプが得意でなんと2メートルもジャンプすることができるのです。みなさんは何メートルジャンプできますか？2022年はジャングルの王者「トラ」のように元気いっぱい、去年よりも高くジャンプできるようにがんばってくださいね。応援しています。



みなさんにおくばした、グアファイルをつけてね。
そうだとせんようのでんわばんごうが、かいてあるよ。
おてがみもあつてね。

困っていることや悩みがある時、お家の人が留守でさみしい時や心細い時、電話してください。お手紙でもいいですよ。うまくいく方法をいっしょに考えましょう。ひみつはかならず守ります。

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)
住所：〒665-0867 宝塚市売布 東の町12番8号フレミラ 宝塚2階
無料相談 お子様あて 子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談も受け付けていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの話を聴きたいということをお伝えしています。

お通帳持参の場合は住所と名前を書いてね

子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります)
～2021年5月発行 第19号～ 中学生版

ヤングケアラーってなんだろう？

家族や知人等にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うような責任を引き受けて、家事や世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。

子どもの期間は、自分の人生を歩む大人になるための大切な準備期間です。勉強やスポーツ、友人との時間、余暇の時間、全部が大事です。ですから、もしも家族の中の過大な役割、負担感を感じているなら、軽減するために周囲に助けを求めましょう。

家族をささえる頑張りは素晴らしいことですが、しんどい時、ちょっと助けが欲しいと思うときには、周りにサポートを求めることはいいことではありません。

解決のために一緒に考えたり、助言をしてくれる人が必ず見つかりますよ。

さて、皆さまはしんどいな、サポートが欲しいなと思うことはありませんか？
どんな事でも大丈夫です。ちょっとお話をしてみたいなと思ったら、子どもの権利サポート委員会にお電話ください。

相談は、お手紙に書いて送ってもらってもいいですよ。

好きな便箋に相談内容を書いて送ってもらっても大丈夫です。

お返事がほしい場合は、住所とお名前を書いて送ってください。直接お電話がほしい場合は電話番号を書いてください。必ずお返します。



□+二+木=

火+言+火=

宝塚市のHPや子ども向け公式HP「くたからづか KIDS キッズ」<フェイスブック>
でサポート委員会を紹介しています。
「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と思ったら事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



■無料電話相談 0120-931-170

■来所相談 フレミア宝塚2階

■手紙相談宛先

〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

月～金曜日 13時～19時
土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです)

子どもの権利サポート委員会だより

～2021年8月発行 第20号～ 中学生版

この夏は東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたね。夢の舞台を目指して世界各地からスポーツ選手が集まりました。熱戦は、連日盛り上がりを見せていました。みなさんは観戦されましたか？興味を持って観戦した人、あまり興味を持ってなかった人、それぞれいるのかなと思います。

興味・関心はその人の個性です。人と同じでも、違っていても、大丈夫です。あなたの心が動くこと、もっと知りたいこと、やってみたいことに気が付いて、その気持ちを大切にしたいと思っています。今はまだ、そういうものがなかったとしても、それでも大丈夫です。

例えば、今は興味・関心を持つことがない、取り組んでいるものごとに目的と目標が見えない、学校に登校することもしんどいと思うことがあるかもしれません。そのようなときでも、毎日の生活を積み重ねてみてください。

学校の勉強から学ぶこと、部活やお稽古や趣味のさまざまな経験を通して学ぶこと、人と出会って話すこと、本を読むこと等で、日々わたしたちは自分の世界を広げています。毎日の活動を大事にすることは、あなたが、あなたの個性に出会って可能性を高めることにつながっています。

構らず、あきらめず毎日を送っていきまようように、みなさんの歩みを応援しています。

★NEWS★

宇野田陽子先生が、サポート委員として新たに就任されました。とても優しく穏やかな先生です。

前号のクイズの答え：相談

人と話す元気になったり、気持ちが楽になりますよね。お友達や先生やおうちの人には話づらいと思うことがあるときは、サポート委員会でお話してみませんか。
あなたの気持ちを聞いて、どうしたら心が晴れるか、一緒に考えていきます。
相談室に来てくれてもいいですし、電話やお手紙でもお話ししてください。

0120-931-170 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 月～金曜日 13時～19時

住所：〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミア宝塚2階

子どもの権利サポート委員会

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接子どもの面をお聞きしたいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2022年1月発行 第21号～ 中学生版



子どもの権利サポート委員会に電話をするときの流れ

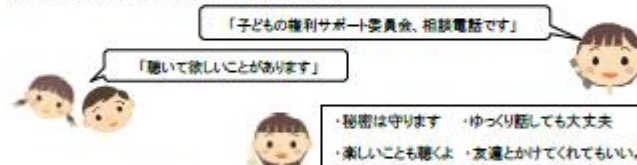
① 電話番号を押す



『フリーアクセス(電話代無料)でおつながっています』
という案内音声が聞こえてきます。

0120-931-170 (電話代無料)

② すぐに、相談を聴く人が電話に出ます



※相談時間外は案内(『相談時間外にかけてください』)が流れます

ほっとひと息! なぞなぞコーナー (答えは次のおたよりからホームページを見てね)

アザラシ・海星
ヒトデ・海月
クラゲ・海豹

読み方と漢字の組み合わせを考えてみよう。

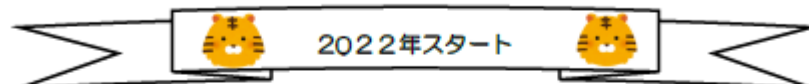
ひみつは
まもりま

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 (来所・お手紙での相談もどうぞ)

※保護者の方等のご相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接、子どもの話をお話したいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

～2022年1月発行 第21号～ 中学3年生版



今年の4月からは、民法の成年年齢が18歳へと2歳引き下げられます。明治9年以降の歴史です。数年後に18歳を迎えるみなさん、どんな感想をお持ちでしょうか。大人になったらできることを考えて楽しみませんか。なんだか...急に大人にならなくてはならないような無常感を持ち、浮かんいる人もいませんか。

国立国会図書館って知っていますか。原則18歳以上から利用できる図書館です。ここは漫画も含めたあらゆる出版物が読める場所です。その建物には「真理はわれらに自由にする」という言葉が刻まれています。いろんな意味にとることができ、思考や行動の選択の場をせば、視野・世界を広げることができるということだと考えてみるのはどうでしょうか。

思考や行動の選択は知恵と言い換えることもできます。私たちは、生きるための知恵を身につけながら大人になっていきます。例えばあなたが何かをやることがあるとき、何にもやもやしているのか言葉にしてみましょう。解決方法の案を挙げてみましょう。その中で、できること・できないこと・やってはいけないことを分けてみましょう。そして自ら選択して実践してみると、それらがあなたの経験となり知恵になります。解決方法を考えるときは、ひとりでじっくり考えたり、インターネット・本・動画・尊敬するアスリートの言葉・身近な人などからアイデアを学んだり、いろんなやり方があるかなと思います。もしも、独りではどうしたらいいかわからない、誰にも言えない、そんなときは子どもの権利サポート委員会と相談してみようということも選択に入れてくれたら嬉しいです。



中学3年生の皆さんに啓発グッズとしてボールペンをご用意しました。どうぞ使ってくださいね。子どもの権利サポート委員会のFacebookもぜひ見てください!

0120-931-170 月～金曜日 13時～19時
(日曜・祝日・年末年始はお休みです) 土曜日 第1・3火曜日 10時～17時
〒665-0867 宝塚市売布東の町12番8号フレミラ宝塚2階
子どもの権利サポート委員会
お手紙あて先
お返事希望の場合は住所と名前を書いてください!

※保護者の方等の相談もお受けしていますが、解決の主体は「子ども」であることをご説明し、サポート委員会が直接、子どもの話をお話したいということをお伝えしています。

子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります☆彡)
～2021年5月発行 第13号～ 高校生版

新型コロナウイルスから1年、まだまだ落ち替かない日々が続いています。昨年の今頃は休校を余儀なくされ当たり前になっていた高校生活が失われて悲しい思いをしたという声をたくさん聞きました。

行事や部活がなくなり部活の発表の場や演奏会、大会もなくなりました。あれから1年が経った今年は春の選抜高校野球が甲子園球場で2年ぶりに開催され無事に全試合が行われ感懐深く感じました。開会式で選手宣誓をされた東北地方の選手が「当たり前だと思える日常は誰かの努力や協力で成り立っている」と感謝や東日本大震災から10年、復興への思いを語られ、高校生から発信される力に感動を覚えました。

当たり前が当たり前に行われることのありがたさをすべての人が実感したこの1年でしたが、今も試練は続いています。先が見通せないと感じることも多くありますが互いに支え合い協力しながらコロナウィルスという課題に立ち向かうことができますように

◇ヤングケアラー問題について◇

一般に未成年の子どもは家族の中で親や保護者に守られ世話をされる存在であることがイメージされていますが、しかし親が体や心の病気になるたり、障害があったりする場合また家族でケアを必要とする人がいる場合に子どもがケア責任を引き受け家事や家族の世話、介護を担うことがあります。家族間でお互いが親切にすること、家族の役に立つこと、協力することはとても良いことですが一方でその役割が年齢に釣り合わず不適切になっている時、長時間・長期間にわたる時には子ども自らの心身の発達、勉強にも大きな影響を受け、少なからず将来にも関わってくる場合があります。

ケアを担う子どもヤングケアラーは「子どもの人権」に関わる問題です。世帯人数も少なくなっている今日では子どもがケアを担う機会が増えることが予想されます。気持ちよく家族の役に立つことができ、「子どもとして」普通に過ごせることができるように社会全体で取り組まなければいけない問題です。みなさんの中にもこの問題で思い悩んでいる人がおられるならぜひ声を聴かせてください。共に考えていきたいと思っています。

宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たからづか KIDS キッズ > < フェイスブック > でサポート委員会を紹介しています。
「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と悩まれたら事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



- 無料電話相談 0120-931-170
- 来所相談 フレミア宝塚2階
- 手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

子どもの権利サポート委員会だより

(子どもの悩み相談 ※秘密は絶対に守ります☆彡)
～2021年8月発行 第14号～ 高校生版

夏休みが終わり2学期が始まりましたね。楽しい夏休みとなりましたか？2021年の夏は東京オリンピック・パラリンピックが開催されましたね。コロナ禍の中いろんな課題、意見がある中での開催でしたが世界各国の選手たちから感動をもらえたことも事実ではないでしょうか。開会式のドラクエのファンファーレとドローンによる地球はとても美しく感動しました。

オリンピック・パラリンピックで、ほんの一瞬しか他の人の目に映らないとしても出場するために、また最高の結果を出すために小さな頃から準備や努力をし、多くの時間と労力を費やし沢山の人の支えを感じて選手たちは決戦の舞台に立ったのでしょう。その一瞬だけ、メダルの色だけをついつい見てしまいがちですが計り知れないほどの努力と涙と挫折が結果に繋がっているのだと思いますし、負けてしまったとしてもやるべきことを積み上げてきた上で、あの舞台に立った選手たちは多くのことを学ばれているのだと思います。みなさんのような若いエネルギーに満ちている高校生も目標に向かって努力され準備をされていることと思います。ご自分ができることを増やすことは、こそぞという時の舞台で力を発揮できると思いますので積み上げていってくださいね。応援しています。

学校に身近に相談できる先生はおられますか？
あなたの気持ちを受け止めてくれる大人・お友達はおられますか？
あなたを守ってくれる、支えてくれる仲間はおられますか？
辛い時、話をするだけでも新しい解決策・方法が見つかる場合もあります。一人で悩まず抱え込まず、サポート委員会に相談してくださいね。
とても優しく穏やかな宇野田陽子先生がサポート委員として新たに就任されました。サポート委員会は秘密を守り、安心して相談ができる環境を整えています。

宝塚市のHP や子ども向け公式HP < たからづか KIDS キッズ > < フェイスブック > でサポート委員会を紹介しています。
「どんなところか分からないので相談しにくいな…」と悩まれたら事前にチェックしてみてください。サポート委員会の写真など掲載しています。



- 無料電話相談 0120-931-170
- 来所相談 フレミア宝塚2階
- 手紙相談宛先 〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号フレミア宝塚2階
子どもの権利サポート委員会 宛

3 活動報告会

◇令和2年度活動報告会

令和4年1月29日(土)開催

※新型コロナウイルス感染症防止のため、オンラインによる開催としました。

○「令和2年度子どもの権利サポート委員会活動報告」

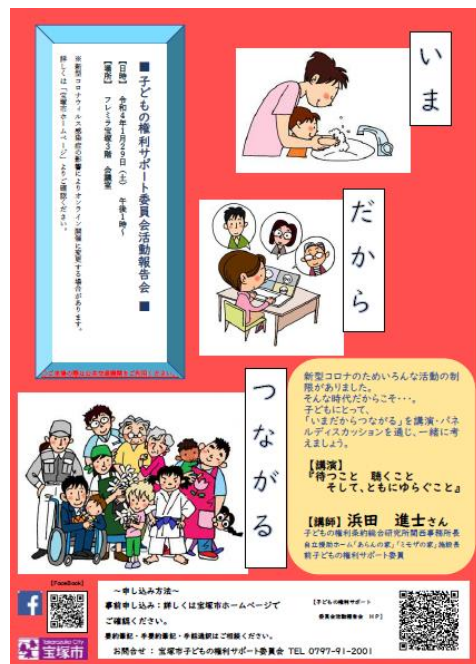
委員長 曾我智史(弁護士)

子どもの権利サポート相談員

○講演「待つこと 聴くこと そして、ともにゆらぐこと」

子どもの権利条約総合研究所関西事務所長 浜田進士さん

(前 子どもの権利サポート委員会委員)



子ども声を聴くこと、子どもとの関係性を築くために待つことやゆらぐことが大事であり、子どもとの対話を通じ、一緒に考えていくことが大切であることをお話いただきました。

4 啓発活動

◇広報番組「知ってよ！宝塚」平成 29 年 12 月 掲載

Youtube にて動画アップ中



(知ってよ宝塚「子どもの権利サポート委員会」動画 Youtube 二次元コード)

（おわりに）

“子どもと向きあい ささえ そして育つこと”
ー子どもと大人・支援者のかかわりを改めて捉え直すー

子どもの権利サポート委員会委員 吉田祐一郎

私たちの生活では、この数年で大きな変化を生じています。そのひとつが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」）による影響です。緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置などにより、社会生活や生活スタイルも変化し、マスクを着用することが日常化する日々が続いてきました。これまではウイルスの実態や感染経路の特定などが分からないところもありましたが、科学や医療の進歩により少しずつ実態解明が図られてきました。しかしながら、新型コロナ前の生活に戻るのとは容易なことではなく、いわゆる with コロナ時代を想定したこれからの生活のあり方を考えていくことが求められています。

昨年度の報告書でも、コロナに関連して子どもに多大な影響してことについて寄稿しました。その後も、子どもたちは学校生活をはじめ生活全体でマスク等の感染対策をしています。学校の教職員や友人、知人などとマスクなしで口元を見ながら会話することができず、子どもにとっても負担がかかる場面も続いています。ただ、新型コロナの症状や後遺症なども指摘されていることから、子どもたちにとってもまだ予断を許さない場面が続くことが懸念されています。

いっぽうで、子どもは今しかない“子ども期”のこの一瞬を、自分らしく過ごし、輝き、そして安心して成長できることが大切です。そのためにも子どもの権利サポート委員会の活動をはじめとして、子どもたちへの多様な支援活動が進められています。今回のテーマである「子どもと向きあい ささえ そして育つこと」を考えるにあたって、その想いも込めて構想しました。ただしこのテーマは、子どもを支援するために、子どもと向きあい、大人が子どもを支え、そして子どもが育つ、といういわば大人から子どもたちに対する一方的な方向だけを指すものではありません。そのことについて少し述べさせていただきます。

宝塚市子どもの権利サポート委員会は、2014（平成26）年に制定された「宝塚市子どもの権利サポート委員会条例」により、子どもの権利を擁護し、子どもの最善の利益を具体的実現していくために設置されています。これは、国際連合が1989（平成元）年制定し、日本も1994（平成6）年に批准した「国連児童の権利に関する条約」（通称：子どもの権利条約）の理念に基づいた制度に位置付けられています。子どもの権利とは、子どもの最善の利益の保障を基盤とした子どもが持つ固有の権利を指すものであり、すべての子どもが人としての尊厳が保たれた上で、生命や生活が維持する

ことが保障されるものと解されます。また、一般的には「子どもを大切にすること」と理解されることもあります。

ただ、この子どもの権利は子どもの最善の利益が図られるように大人が子どもを大切にするというだけではないでしょうか。つまり、子ども同士の関係性をはじめ、一人ひとりの子どもが他者とどのような関係性を持ち、その中で大切にし合えることが大切であるのではないかと考えています。

少し話が変わりますが、私はある時に別の自治体で支援をしていた大学生と話をする機会がありました。この青年は中学時代にあることがきっかけで不登校になりました。私はその不登校の状況の際に、チームで支援活動を進めていました。そうしてその青年は中学時代については卒業までほとんど通えなかったのですが、その当時本人としてもいろいろと考え、私たち支援チームにも話をすることなどから、最終的に高校に進学し、そして今は大学生となっています。そうして本人と話す中で、不登校の当時について話題となりました。その青年は「当時、学校に行けなかったが、自分の話を聞いてくれた人がいた。当時は意識していなかったが、いま振り返ると自分の想いを大切に、向き合ってくれていたことがわかる。だから、自分も他の人を大切にしていきたい」と言ってくれました。私をはじめとした支援チームのメンバーはとても嬉しく感じました。同時にその言葉を改めて捉え直すと、この青年の子ども期を支援者が一方的に支えていたわけではなく、先ほどの青年の言葉によって、私たち支援者や大人が支えられているということを認識することができました。

この経験も踏まえて、今回のテーマである「子どもと向きあい ささえ そして育つこと」に、ひとつの想いを込めました。つまり、私たちは大人や支援者は、弱い立場だから子どもを守るという保護的な福祉観で子どもの権利を考えるのではなく、支援者をはじめとした大人も子どもから支えられることもあるということです。言い方を変えると、子どもの権利にはこのような子どもとの関係性が重要ではないでしょうか。そして子どもとの関係性を持つためにも子どもと向きあう姿勢、そして子どもを支えるとともに子どもから支えられていること（子どもと大人の支えあい）、そしてこれらの相互の関係性によって子どもも大人も共に人として育つこと（子どもと大人の育ちあい）ということを大切にしたいと感じています。

子どもの権利サポート委員会には、日々子どもたちからさまざまなメッセージが届いています。時には悩みや辛さを伝えてくれる子どもたちもいます。子どもが大変だから支援する、という視点ではなく、今を懸命に生きる子どもたちと向き合い、子どもを支えることもあれば子どもたちからサポート委員会のメンバーも子どもに支えられていること、そして子どもたちと一緒に私たちも人として育つことができるというような、子どもとのお互いの関係性を大切にしたい活動を今後も続けていきたいと思います。

「子どもと向きあい ささえ そして育つ」ために

子どもの権利サポート委員会委員 宇野田陽子

いま、みなさんは新型コロナウイルス（COVID-19）の問題もあって、くやしいことや納得できないことをたくさん経験しているのではないのでしょうか。おとなに言いにくいこと、聞いてほしいことがいっぱいあるけど、「ほかのみんなも大変なんだし」「おとなも忙しそうだから」とがまんしているのではないかと心配しています。

日々の暮らしの中で、なんだか息苦しい、のびのび生きられない、と感じることはありませんか？ 新型コロナウイルスの感染拡大が始まる前から、日本では孤独や孤立が大きな問題でしたが、その雰囲気はどんどん強まっているようです。「おたがいさん」という寛容さがなくなってきて、お互いに見張りあって、ちょっとでも「ふつう」からはずれたらみんなで一斉に非難するような光景が増えました。おとなも、こうでなければならない、生産的でなければ意味がない、と自分を追い立てるような気持ちで苦しんでいる人も多いと感じます。

誰にも頼らないで自分の力で切り抜けることがいいことで、誰かに頼ることは迷惑で避けるべきこと。そんな社会の空気は、おとなたちだけではなく、まちがいなく子どもたちのまわりにも広がっていると感じます。それは、ほんとうに苦しいことだと思います。

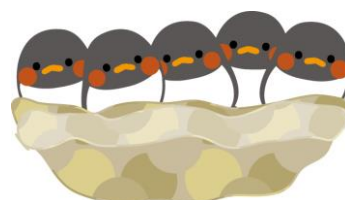
もし、話を聞いてほしいなと思ったら、気軽にサポート委員会に連絡してください。ひとりひとりが個人として経験する悲しさやくやしさ、困りごとのなかに、子どもの権利に関わる重要な問題が含まれていることがあります。「子どもの権利条約」には、子どもが人として尊重されて育っていくために守られるべき大切な原則や、奪われてはならない子どもの権利についてははっきりと書かれていますので、ぜひ読んでみてください。こういう条約や法律は、えらい人が書いて高いところに飾ってあるものであってはいけなくて、一人ひとりの経験や声のなかに活かされなければなりません。私たちはみなさんのお話をじっくり聞いて、みなさんの気持ちを一番大切に考えて、少しでも困りごとが解決していくように、一緒に考えたり、行動したりしていきたいと思います。

さらに、そのように考えたり行動したりする中で、いまある決まりやしくみの問題点に気づくことがあるかもしれません。気づくことができれば、どのように変えていくのがよいのか、これからのことも考えられるようになります。なにごとも、当事者に聞いてはじめて気づくことはたくさんあります。それは、子どもについても同じことだと思います。いまよりもっと暮らしやすい社会になるように、子どものみなさんと一緒に考えていきたいと思っていますし、私たち自身も、あの人たちに相談しようと思ってもらえるようなおとなであれるようにがんばります。

もう 30 年以上前の話なのですが、高校生だったわたしは特急列車の二人掛けの席に座って一人旅をしていました。車両内は混みあっておらず、まんべんなくゆったりと乗客が座って、空席もありました。そこへ突然、酔っぱらった中年男性が乗車してきて、無理に私の隣に腰を下ろし、わたしを窓の方へじりじりと追い込むようにしながらつくつく絡んできたことがありました。いらだってどなりはじめたその男性が恐ろしく、私は声も出せず窓に身を寄せるようにして固まっていた。

すると、通路を通りがかった女性が「あら、のりちゃん、こんなとこに座ってたの？ みんなあっちにいるのよ、おいで」と言っておおらかな笑顔で手をさしのべて、男性があっけにとられているあいだに私を窓際の席からすばやく引っ張り出して隣の車両へ連れて行ってくれたのです。そのあと、偶然目的地が同じだったその女性と、二人で並んで座って安心して旅をつづけました。私はのりちゃんじゃないし、この人とも初対面だけど、そんなこと、どうでもよかった。他の人たちはみんな知らんぷりだったけど、たった一人でも見て見ぬ振りをしなかった人がいた、そのことで私は心から救われました。

何かに迷うとき、このできごとをよく思い出します。私はいま、彼女みたいな勇気を持てているかな、と。人は、人生は、誰と出会うかでどんどん変わっていきます。みなさんが、よい出会いに恵まれますように。もし困った時、つらい時、私たちのことをふと思い出してくれたとき、一人で抱え込まず、あなたと出会えますように。



子どもたちを褒める

子どもの権利サポート委員会相談員

北京オリンピックである選手が「努力って報われないなあって思いました。」と述べ「でも、いや、もう一生懸命頑張りました。これ以上ないくらい頑張ったと思います。」と話しました。もちろんオリンピック選手は金メダルをとるために日夜、わたしが想像も出来ないような厳しい練習を重ねているのだと思いますが「これ以上ないくらいの頑張り」はテレビから伝わり大きな感動を与えてもらいました。選手は「自分では褒められないから誰かに褒めてもらいたい。」と話され、色々な方たちが「その努力は自分には真似できない・・・本当に選手の努力は褒められるべきものですね。」と言って褒めておられました。

私は子どもを褒めるときに「努力の過程」を褒めてあげたいと考えています。もとの才能に恵まれている子どもも少なくありません。勉強がよくできる子、身体能力の高い子、芸術に秀でている子。でも「あなたにはもって生まれた〇〇な才能があるから素晴らしいね」という褒めかたをした場合、その〇〇で失敗した場合には自分には才能がなかったのだから今までやってきたことには全く意味がなかった、無駄なことだったと諦めてしまうかもしれません。でも、積み重ねてきた努力に注目するよう、子どもを励ますなら不運に遭遇した場合でも立ち向かう力が育ち、ネガティブな思いばかりを募らせることはないと思います。そして子ども自身で別の方法や別の道を探し、少なくとも諦めてしまうことはなくまたチャレンジすることでしょう。子どもたちに否定的な言葉ではなく、温かな励ましとなる言葉を積極的に伝えるなら、子ども自身はどうすればさらに進歩できるか自分で考えて力強くまた前進していけるとと思います。才能そのものでなく一生懸命がんばっている姿勢や粘り強い姿勢を褒めると、子どもは自分の中で目標を立て、今現在何かで躓いていたとしても、自分に必要なことは何か気付き目標達成に向けて頑張れるのではないのでしょうか。それに気づけた時には、たとうまくいかない時間や悩む時間があっても、自分はダメな人間、自分には何の価値もないとは決めつけず、もう少し、あと少し頑張ってみようかなと思えるのではないのでしょうか。

子どもの権利サポート委員会の相談室にも挫折を経験した子どもや自信を無くしてしまった子どもが訪れます。すぐに解決する問題もあれば、長期にわたる問題もあります。でも、問題を解決するために一生懸命考えて、少しでも改善できる点を努力しておられることはすべての子どもたちから伝わります。その努力を私は高く評価しています。そして褒められるものだと思っています。子どもの未来の可能性は、生まれ持った才能

や環境ではないと思います。頑張っている努力を褒めるなら子どもは想像もつかない才能をいつか必ず発揮すると考えています。

子どもの権利サポート委員会に訪れてくれる子どもをはじめ日本の子ども、世界の子どもたちの未来が明るい希望に満たされることを願っています。そして今は世界が非常に揺れ動いている時ですが、一日も早く平和で安全な世界になることを祈りたいと思っています。



＜参考資料＞

◆子どもの権利サポート委員会の制度◆

I 子どもの権利サポート委員会設置経緯

1 子どもの人権擁護の第三者委員会の設置

「いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員」制度を要綱施行（平成 25 年（2013 年）5 月 1 日）

社会問題化しているいじめや体罰という子どもへの人権侵害に対して、第三者委員を通して子どもの人権を守ることを目的とし、いじめ及び体罰に係る子どもの人権擁護委員を設置し平成 25 年 5 月に「いじめ・体罰専門相談窓口」が開設されました。

2 宝塚市子ども審議会での審議

並行して、宝塚市子ども審議会（以下、「子ども審議会」という。）では、平成 25 年（2013 年）7 月 2 日に宝塚市長から「子どもの人権擁護のあり方について」諮問を受け、小委員会を立ち上げ、平成 26 年 3 月までに小委員会 8 回、全体会 4 回（子どもの人権擁護のあり方を審議したもののみ）の会議を開催し、各委員により積極的な議論が交わされ、審議の結果、条例案を示し、条例化が必要であると答申されました。

(1) 子どもの権利に関する意識調査

平成 25 年（2013 年）8 月、「子どもの人権擁護のあり方について」の審議の参考として、子どもたちの声を聴くため、アンケート調査が行われ、その結果、子どもの権利を大切に思っている子どもは多く、子どもに寄り添った相談窓口が必要との認識が共有されました。

また、子どもの相談を受けている相談機関や児童館などの職員にも意識調査を行い、その結果、子どもの意見を尊重することや、擁護することが求められていることを認識されました。

(2) パブリックコメントの実施

子ども審議会での「子どもの人権擁護のあり方について」の審議結果を踏まえ、平成 26 年（2014 年）1 月 31 日～3 月 3 日パブリックコメントが実施され、市民からの意見聴取が行われました。

さらに、パブリックコメント意見について、審議が行われました。

(3) 子ども審議会からの答申

平成 26 年（2014 年）4 月 7 日「子どもの人権擁護のあり方について」子ども審議会審議結果の答申が市長に対して行われました。

3 子どもの権利サポート委員会条例制定

平成 26 年（2014 年）6 月市議会に提案し、全会一致により可決され、同年、6 月 30 日に公布されました。条例の運用については、準備期間を経て、平成 26 年（2014 年）11 月 1 日施行とし、「子どもの権利サポート委員会」が設置されました。

Ⅱ 子どもの権利サポート委員会とは

1 事業内容

個々の子どもに寄り添う個別救済制度としては、出来るだけ「簡易・迅速な制度」であることが求められることから、1つの案件に対して1人の子どもの権利サポート委員が進行管理を担当する独任制で、また、勧告、公表などの決定をする際には子どもの権利サポート委員会として合議制機関で運用する制度としています。

2 対象者

子どもに係る権利侵害についての相談は誰でもできるものとし、救済申し立てについては当事者たる子ども又はその保護者からできることとしています。

※子どもの定義・・・市内在住、在勤、在学及び市内にある学校等に通学等している子ども（18歳未満）及びそれに準ずる19歳までの者

3 相談体制

（委員）3人（弁護士） 曽我 智史

（任期令和2年（2020年）9月1日から
令和4年（2022年）8月31日まで）

（大学教員） 吉田 祐一郎

（任期令和2年（2020年）9月1日から
令和4年（2022年）8月31日まで）

（言語聴覚士） 宇野田 陽子

（任期令和3年（2021年）6月1日から
令和5年（2023年）5月31日まで）

※任期は1期2年間となっています。

（相談員）3人（非常勤嘱託職員）

（事務局職員）1人（子ども政策課職員）

（受付時間）月～金 13：00～19：00、

土および第1・3火 10：00～17：00

（年末年始、日・祝日は休み）

（受付方法）電話 0120-931-170、来所、インターネット受付、手紙

（場所）宝塚市売布東の町 12-8 フレミラ宝塚 2 階

（最寄り駅：阪急売布神社駅 または 阪急中山観音駅）

4 位置づけ

子どもの権利サポート委員会は、行政機関からの独立性が確保され、子どもの権利救済を図るため、第三者的に子どもに寄り添う専門機関です。同委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として設置されました。

なお、市長の附属機関ですが、子どもの権利サポート委員会が子どもの権利救済を簡易かつ迅速に活動し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくために「子どもの権利サポート委員会条例」で必要な権限が付与されています。

また、条例に基づき子どもの権利擁護及び権利侵害の防止等のことについて必要があると判断した場合など市長に対して意見することもできます。



5 相談・救済の流れ

1 相談方法

- ・電話相談 フリーダイヤル（0120-931-170）^{きゅ-さい い-なまる}で受けています。
- ・来所相談 フレミア宝塚2階子どもの権利サポート委員会事務局に直接来てもらってお話しをお聴きしています。
- ・手紙相談 お手紙フォームやまたは便箋等で書いてもらったお手紙を受け取り、お返事の方法（手紙により返信するなど）にて、相談のお返事をしています。
- ・インターネット受付 市HPから相談受付フォームに入力してもらった内容を、折り返しお電話でお答えします。

2 相談できる人

- ・子どもの権利救済に関することはどなたでも相談できます。

3 相談・救済の流れ

- ・最初に相談員がお話しをお聴きします。じっくりお話を聴き、一緒に考えていきます。相談者が自身でできることを考えたり、納得することで、相談を終えるケースもあります。

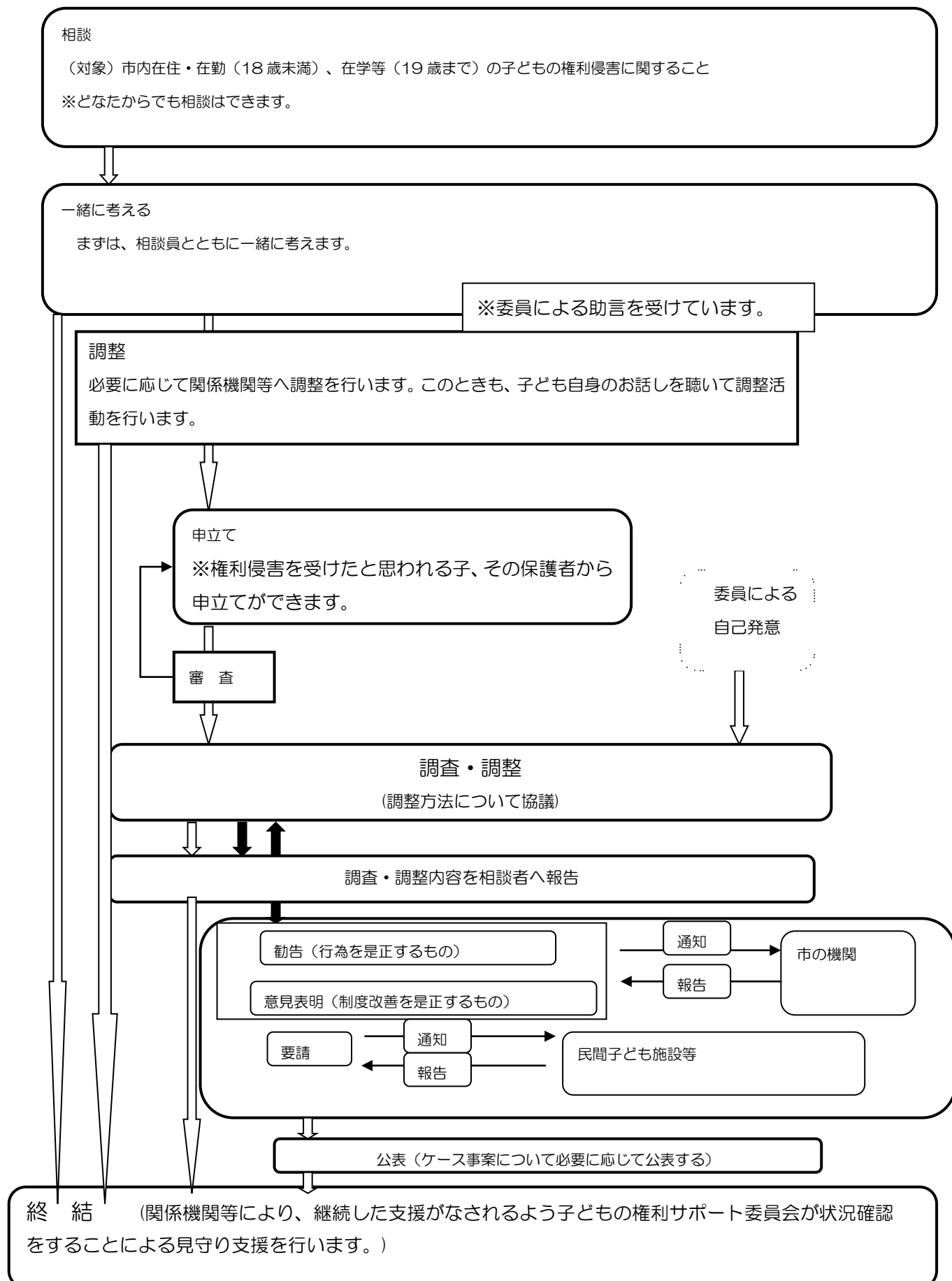
相談者には、自身でやってみたことがうまくいかなかったりなど、悩むことがあればまた話しをお聴かせしてほしいことを伝えることで、今後も一緒に考えていく姿勢でお話しをお聴きします。

- ・相談内容を相談員から報告し、子どもの権利サポート委員による助言を受け、委員による面談を行ったりしたのち、調整活動等を行います。

- ・子どもの権利サポート委員は、子どもが希望する場合は、問題に関わる人々や機関に対して、子どもの気持ちや意見を代弁します。子ども自身のために、関係機関の協力を得て、働きかけ、調整活動を行います。

- ・当事者等からの申立てにより、必要に応じて調査実施等を行ったり、改善の要望や意見表明などを行います。

子どもの権利サポート委員会相談・救済の流れ (図)



Ⅲ 子どもの権利サポート委員会条例

○宝塚市子どもの権利サポート委員会条例

平成26年6月30日

条例第21号

(設置)

第1条 宝塚市子ども条例(平成19年条例第10号)に規定する基本理念に基づき、子どもの権利を不断に擁護し、子どもの最善の利益を具体的に実現していくため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、宝塚市子どもの権利サポート委員会(以下「サポート委員会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 次のアからオまでに掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する18歳未満の者

イ 市内の事務所又は事業所で働いている18歳未満の者

ウ 市内に立地する次に掲げる施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校

(イ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

エ ウに掲げるもののほか、市内に立地する施設に通学し、通所し、若しくは入所し、又は当該施設を利用している18歳未満の者

オ アからエまでに掲げる者に準する者で、規則で定めるもの

(2) 市の機関 市長その他の機関(議会を除く。)をいう。

(3) 民間子ども施設 第1号ウに掲げる施設又は同号エに規定する施設のうち、市が設置するもの以外のものをいう。

(4) 市民等 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア 市内に在住し、在学し、又は在勤する個人

イ 市内を拠点として活動する団体

ウ ア又はイに掲げるもののほか、権利侵害を受けたと思う子どもに関係する個人又は団体

(サポート委員会の組織)

第3条 サポート委員会は、5人以内の宝塚市子どもの権利サポート委員(以下「サポート委員」という。)により組織する。

2 サポート委員は、人格が優れ、子どもの権利について高い見識と専門性を有する者で、第三者的な独立性を保持し得るもののうちから、市長が委嘱する。

3 サポート委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期は、連続して3期までとする。

(解職)

第4条 市長は、サポート委員が心身の故障により職務を行うことができないと認められるとき、又はサポート委員として明らかにふさわしくない行為があると認められるときを除き、その職を解くことができない。

(委員長)

第5条 サポート委員会に委員長を置き、サポート委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、サポート委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名するサポート委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 サポート委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 サポート委員会の会議は、サポート委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 サポート委員会の会議の議事は、出席したサポート委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(サポート委員会の所掌事務)

第7条 サポート委員会は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第13条に規定する相談に関すること。

(2) 第14条から第20条までに規定する子どもの権利救済に関すること。

(3) 子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、必要な提言を市長に対して行うこと。

(4) 市長の諮問に応じ、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、答申すること。

(サポート委員の責務)

第8条 サポート委員は、その職務の遂行に当たっては、専ら子どもの最善の利益を考慮し、公的良心の喚起者として、子どもの権利を擁護し、代弁するよう努めなければならない。

2 サポート委員は、市の機関、民間子ども施設及び市民等との連携及び協力に努めなければならない。

3 サポート委員は、その地位を政治的、営利的又は宗教的な目的のために利用してはならない。

(サポート委員の守秘義務)

第9条 サポート委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市の責務)

第10条 市は、サポート委員会の制度が子どもを含む市民等に有意義に活用されるよう、積極的に広報その他の必要な施策を推進する。

(市の機関の責務)

第11条 市の機関は、第1条に規定する目的を踏まえ、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(民間子ども施設及び市民等の責務)

第12条 民間子ども施設及び市民等は、第1条に規定する目的を理解し、サポート委員会の職務の遂行に関し、積極的に協力し、及び援助するよう努めなければならない。

(相談)

第13条 何人も、子どもの権利に関係する事項について、サポート委員会に相談をすることができる。

2 サポート委員会は、前項の相談があったときは、相談者に対して、必要な助言又は支援を行うとともに、必要に応じて当該相談に係る関係者間の調整を行う。

(権利救済の申立て)

第14条 権利侵害を受けたと思う子ども又はその保護者は、サポート委員会に対して、権利救済の申立てをすることができる。

(調査の実施)

第15条 サポート委員会は、前条の申立てを受けたときは、その申立ての内容を審査し、必要があると認めるときは、調査を実施するものとする。

2 サポート委員会は、第13条に規定する相談の内容又は子どもの権利に関する独自に得た情報により必要があると判断したときは、調査を実施することができる。

3 サポート委員会は、前2項の調査を実施すべき内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該内容に関する調査を実施しない。

- (1) 議会の権限に属する事項であるとき。
- (2) 裁判係争中の案件であるとき。
- (3) サポート委員の活動及び身分に関するものであるとき。
- (4) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかなものであるとき。

4 サポート委員会は、調査開始後においても、前項各号のいずれかに該当することが明らかになったときは、調査を中止することができる。

第16条 サポート委員会は、必要があると認めるときは、市の機関に説明等を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しを提出させることができる。

2 サポート委員会は、必要があると認めるときは、民間子ども施設及び市民等に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

3 サポート委員会は、特に必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、サポート委員会は、依頼した事項の秘密の保持に関し必要な措置を専門機関に対して講じなければならない。

(調査結果の通知及び勧告等の措置)

第17条 サポート委員会は、前2条の調査の結果を申立人に通知するものとする。

2 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、市の機関に対し、子どもの権利を侵害する行為の是正等を求める勧告又は子どもの権利救済に関する制度改善等を求める意見表明を行うことができる。

3 サポート委員会は、前2条の調査の結果に基づいて、民間子ども施設及び市民等に対し、必要な対応を促す要請を行うことができる。

4 サポート委員会は、第2項の勧告若しくは意見表明又は前項の要請を行ったときは、その内容について申立人に通知するものとする。

(報告)

第18条 市の機関は、前条第2項の勧告又は意見表明を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して必要な報告を行わなければならない。

2 民間子ども施設又は市民等は、前条第3項の要請を受けたときは、適切な対応を図るとともに、サポート委員会に対して報告を行うよう努めるものとする。

3 サポート委員会は、前2項の報告があったときは、その内容を申立人に通知するものとする。

(公表)

第19条 サポート委員会は、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、第15条及び第16条の規定に基づく調査の結果、第17条第2項の勧告若しくは意見表明若しくは同条第3項の要請又は前条第1項若しくは第2項の報告の内容について公表することができる。

2 前項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(見守り支援)

第20条 サポート委員会は、第15条から前条までに規定する事務が終了した場合においても、市の機関、民間子ども施設又は市民等に対して、第15条及び第16条の規定に基づく調査を実施した子ども(以下「当該子ども」という。)の状況の確認を行うことができる。

2 市の機関は、前項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行わなければならない。

3 民間子ども施設又は市民等は、第1項の確認を求められたときは、当該子どもの状況の報告を行うよう努めるものとする。

(運営状況の報告等)

第21条 サポート委員会は、この条例の運営状況について、年次ごとに市長に対して報告し、その内容を公表するものとする。

2 サポート委員会は、子どもの権利擁護及び権利侵害の防止に関して、第7条第3号の提言を行ったときは、その内容について公表するものとする。

3 前2項の規定による公表に際しては、個人情報の保護について、最大限に配慮しなければならない。

(相談員)

第22条 サポート委員会の下でその職務を補佐するため、子どもの権利サポート相談員を置く。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。



宝塚市子どもの権利サポート委員会

〒665-0867 宝塚市売布東の町 12 番 8 号
フレミラ宝塚2階

TEL 0797-91-2001（事務局）

TEL 0120-931-170（相談専用電話）

